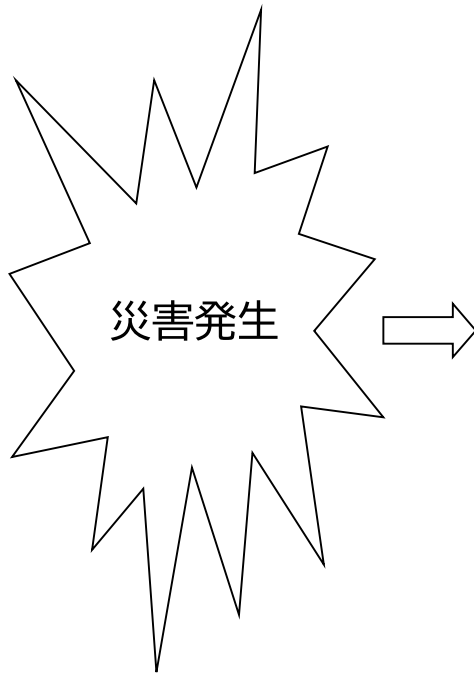


避難所運営マニュアル

令和8年7月修正

八 王 子 市

基本的な流れ



初動対応

勤務時間内の場合、避難所開設・運営担当部の職員は、速やかに指定の避難所へ向かい、避難所施設の被災状況の収集、地域住民への対応等を行う。

勤務時間外の場合、「緊急応援職員」は、速やかに指定の避難所へ参集し、避難所施設の被災状況の収集、地域住民への対応等を行う。

※「緊急応援職員」・・・避難所に指定されている施設近隣（概ね 30 分）に居住しており、あらかじめ避難所で初動対応を行うこととされている職員



避難所の開設

避難所の安全確認やその他の準備を行い、避難者を受け入れる。



避難所の運営

避難者への食糧供給等の各種支援や本部への報告等を行う。



長期化対応

避難所運営が長期化する場合は、「自主運営組織」づくりに努め、各種の支援等を行う。



避難所の統合、廃止

避難所の統廃合へ向けて、意向調査や準備を行う。

< 目 次 >

基本的な流れ

1 はじめに	1
1.1 マニュアルの目的	1
1.2 対象避難者	1
1.3 避難所開設の基本方針	1
1.4 避難所開設・運営担当部	1
2 避難所の開設	2
2.1 開設決定と運営職員の派遣	2
2.2 避難所運営職員の準備品	2
2.3 施設の安全確認	2
2.4 通信機器等の確認	3
2.5 開設準備	3
2.6 区域設定	3
2.7 避難者の受け入れと把握	4
2.8 避難者への呼びかけ等	4
2.9 開設報告	4
2.10 特設公衆電話の設置	5
2.11 定員超過等対応	5
2.12 野外受入施設	6
3 避難所の運営	7
3.1 事務室開設等	7
3.2 管理運営体制	7
3.3 広報活動	9
3.4 食糧、生活物資の供給	9
3.5 し尿対策	10
3.6 ボランティア対応	11
3.7 要配慮者対応	11
3.8 帰宅困難者対応	11
3.9 外国人対応	11
3.10 外来者対応	12
3.11 動物同行避難対応	12

3.12 防犯・防火活動への協力	13
3.13 運営記録の作成と報告	13
4 長期化対応	14
4.1 自主運営組織	14
4.2 生活ルールの確立	15
4.3 環境対策と保健衛生	15
4.4 その他ニーズ	16
4.5 避難者の安全・安心確保	16
4.6 指定避難所外避難者対策	16
4.7 相談の受け付け	16
5 避難所の縮小、統合、廃止	17
5.1 縮小、統合、廃止	17
5.2 意向調査	17
5.3 授業再開	17
6 資料	18
6.1 施設安全確認チェックリスト	18
6.2 避難所の設営モデル	19
6.3 避難者の収容モデル	20
6.4 避難者カード	21
6.5 避難所入所記録簿（市内居住者用）	22
6.6 避難所入所記録簿（市外居住者用）	23
6.7 避難所収容状況調	24
6.8 同行動物登録カード	25
6.9 動物の同行状況	26
6.10 物品受け払い簿	27
6.11 避難所日誌	28
6.12 職員避難所勤務状況	29
6.13 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	30
6.14 防災倉庫及び備蓄品一覧	37
6.15 連絡先一覧	42
6.16 デジタル式地域防災無線局一覧	43
6.17 給水拠点及び応急給水用配備資器材一覧	50
6.18 応急給水用及び初期消火用スタンドパイプ配備一覧	51
6.19 マンホールトイレ整備施設一覧	52

6.20 特設公衆電話設置場所一覧	53
6.21 緊急医療救護所一覧	54
6.22 避難所開設時の感染症対策対応方針	55
6.23 動物の同行避難対応	57
6.24 避難所飼育ルール	58
6.25 外国人対応マニュアル（避難所用）	59
6.26 災害用伝言ダイヤル	60
6.27 災害用伝言板（web171）	60

1 はじめに

1.1 マニュアルの目的

避難所は災害の発生により、住家を失った市民等が臨時に生活するための施設である。
本マニュアルは地震災害を中心に避難所の開設、運営、廃止に必要な手順、内容等を取りまとめたものである。

1.2 対象避難者

(1) 災害によって被害を受けた者

- ① 家屋の倒壊等により、自宅では生活できない者
- ② 水、食糧、生活物資等が不足するため、自宅では生活できない者

(2) 災害によって被害を受けるおそれがある者

- ① 避難指示が発せられた場合
- ② 避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

1.3 避難所開設の基本方針

避難所の開設は次の基本方針を柱とする。

- ① 大規模な災害が発生したら、できるだけ早く職員を派遣し、避難者の受け入れを目指すこと
- ② 避難所内の生活方法、物資の供給方法などの基本的事項を確立すること
- ③ 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の「要配慮者」や女性の保護にも重点をおくこと
- ④ 避難が長期化する場合は、避難者自らが共に支え合いながら自主的に避難所の運営を行う「自主運営組織」の確立に努めるとともに、その支援を行うこと
- ⑤ 避難者が動物と同行避難してきた場合に備えること

1.4 避難所開設・運営担当部

本市の指定避難所等は「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（⇒p30）」に示すが、各避難所の担当部は以下のとおりである。

区 分	担 当 部
市立の小・中・義務教育学校、 稲荷山行政資料保管等施設（旧稲荷山小）	災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部
市内の都立高等学校	災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部
富士森体育館	災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部
市民センター、デジタルハリウッド大学	災対市民活動推進部
夕やけ小やけふれあいの里	災対経済産業部
福祉避難所	災対福祉部

※避難所の開設状況によっては、担当部間で相互に応援する。

2 避難所の開設

2.1 開設決定と運営職員の派遣

- ① 勤務時間内に災害が発生した場合、「避難所担当部」の運営職員は、指定された避難所へ向かい、避難所施設の被災状況の収集、地域住民への対応等を行う。なお、勤務先が避難所に指定されている場合は、被害状況、避難者の状況などから「災害対策本部」と調整を行い、避難所を開設する。
- ② 勤務時間外に災害が発生した場合、「緊急応援職員」は、あらかじめ指定された避難所へ速やかに参集し、避難所施設の被災状況の収集、地域住民への対応等を行うとともに、追って派遣される「避難所担当部」の職員へ業務を引き継ぐ。
- ③ 「災害対策本部」は「避難所運営職員」又は「緊急応援職員」から寄せられる被害状況、避難者の状況などから開設する避難所を決定するが、被災状況が不明、甚大な被害が予想されるときは、原則としてすべての避難所を開設するものとする。
- ④ 「災害対策本部」は避難所を開設する旨を「避難所担当部」及び開設する避難所の施設管理者等に連絡する。
- ⑤ 避難所の開設は「避難所運営職員」が施設管理者等の協力を得て実施する。
- ⑥ 緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員、教職員等が実施する。
- ⑦ 各避難所の「避難所運営職員」は原則として2名以上とし、以下に示す責任者を定め、業務を分担する。

2.2 避難所運営職員の準備品

「避難所運営職員」は次の物品等を準備し、避難所へ携行するよう努める。

平常時より「避難所担当部」で準備しておくもの	☐ 避難所運営に必要な各種様式の白紙 ☐ 避難所運営マニュアル ☐ 施設の鍵 ☐ 懐中電灯 ☐ 軍手 ☐ 筆記用具 ☐ ガムテープ、粘着テープなど
派遣に際し、個人的に準備し、携行するもの	☐ 職員証、運転免許証 ☐ スマートフォン、携帯電話など ☐ 携帯ラジオ、電池など ☐ ティッシュペーパー、ハンカチなど ☐ 食糧、飲料水（必要に応じて少量） ☐ 現金（小銭） ☐ その他、各自が必要なもの ※感染症流行期にはマスク等も用意する。

2.3 施設の安全確認

- ① 「緊急応援職員」は、あらかじめ指定された避難所へ速やかに参集し、避難所施設の安全確認を行うとともに、地域住民への対応等を行う。
- ② 避難所に到着した「避難所運営職員」は、初動対応を行っている「緊急応援職員」等から情報を引き継ぎ、施設管理者等と協力し、「施設の安全確認チェックリスト（⇒p18）」を活用して施設の安全確認を行う。
- ③ 施設が使用できない場合は、「避難所担当部」を通じて「災害対策本部」に連絡し、最寄りの避難所や市有施設などの開設状況を確認した後、避難者を誘導する。また、使用できない施設にその旨の貼り紙をする。貼り紙ができない場合は、ドアにガムテープで「キケン」などと貼り、新たな避難所へ周知を図る。

- ④ 飛散したガラス片などを清掃する必要がある場合は、避難者に注意を呼びかける者と清掃する者に分担し、清掃中は避難者がむやみに中に入らないように注意する。

2.4 通信機器等の確認

- ① 「避難所運営職員」又は「緊急応援職員」は、「災害対策本部」との連絡や施設内放送のため、通信・放送機器の破損や電力、回線などの状況確認を行い、「避難所担当部」を通じて「災害対策本部」に状況を報告する。
- ② 次の通信・放送機器について、目視による破損確認やスイッチ等を入れた場合の電力、回線の状況確認を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 一般加入電話、FAXが使えるか☐ 地域防災無線が使えるか☐ 施設内の放送設備が使えるか☐ パソコン等が使えるか☐ その他の通信機器が使えるか |
|---|

2.5 開設準備

「避難所運営職員」又は「緊急応援職員」は、施設管理者と話し合い、次の内容について具体的に定める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 避難者が使用できる区域（体育館、トイレ等）と学校等が使用する区域（校長室、職員室、事務室等）の区分☐ 物資の保管場所☐ 仮設トイレの設置場所☐ 避難所用に借用できる備品☐ 避難所における協力体制、役割分担☐ 避難所への案内板の設置☐ 学校保管の避難行動要支援者名簿の引き渡し |
|--|

2.6 区域設定

- ① 避難者数を的確に把握し、収容スペースを決定する。収容スペースは原則として体育館、武道場、多目的教室などの広い場所とし、避難者がその後に増えることを考慮する。なお、収容スペースはおおむね3.3㎡あたり2人を基準（東京都避難所運営指針では1人あたり3.5㎡を目指すべき基準としている。）とする。
- ② 「避難所開設時の感染症対策対応方針（⇒P55）」による対応を行う。
- ③ 収容スペースの割り振りは町会・自治会ごと、家族単位ごと等として、居住区域を設定する。
- ④ 女性更衣室や授乳室の設置などの女性に配慮した区域設定を行う。
- ⑤ 通路などを考慮し、床にテープを貼るなどして、スペースの区分を行う。
- ⑥ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者等の「要配慮者」のスペースは環境（風通し、温度、日射、トイレ、匂い、少ない人通りなど）の良いところに優先的に確保する。
- ⑦ 使用できないトイレには使用禁止の掲示を行う。
- ⑧ 学校が使用する区域（校長室、職員室、事務室等）への立ち入りを禁止し、その入口、通路には机などを置き、立入禁止の掲示を行う。
- ⑨ 物資の保管場所、ごみ集積所、喫煙所などを設定する。
- ⑩ 仮設トイレ設置の際は、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性（照明、段差など）に配慮するとともに、し尿収集車の出入りも考慮する。
- ⑪ 動物の飼養場所を設定する。避難所の敷地内に飼養場所を確保できない場合は、近接した他の避難所等に飼養場所を確保する。
- ⑫ 避難所施設が不足するときは、「災害対策本部」と調整し、一時的に被災者を受け入れる野外施設

(テント等)の開設に努める。

- ⑬ 避難者の安全、安心の確保のため、照明の配置により視認性の向上及び死角の解消を図る。また、パーテーションの配置、高さ等に留意し、プライバシーも確保する。
- ⑭ やむを得ず車で乗り入れてきた避難者の駐車場所を設定する。

2.7 避難者の受け入れと把握

- ① 「避難所運営職員」又は「緊急応援職員」は、施設管理者や自主防災組織等と連携し、指定の避難スペースに避難者を受け入れる。
- ② 「要配慮者」を優先して、避難者を収容スペースに誘導する。
- ③ 避難者に「避難者カード(⇒P21)」を配布し、世帯単位で記入してもらい、避難者の状況(年齢、身体症状、配慮事項等)を把握する。
- ④ 「避難者カード」に基づき、「避難所入所記録簿(⇒P22、23)」を作成し、避難者数、高齢者数、乳幼児数、障害者数等を正確に把握する。
- ⑤ 避難者名簿作成の際は、氏名等の公表希望の有無を確認し、公表を希望した者のみ情報掲示や問い合わせに回答する。公表を希望しない者は掲示や問い合わせに応じない。
- ⑥ 公表を希望した避難者の氏名、住所は一覧にして避難所内に掲示するなどして、安否確認に活用できるようにする。
- ⑦ 動物を連れた避難者に「同行動物登録カード(⇒P25)」を配布し、同行動物の種類、健康状況等を把握する。
- ⑧ 「同行動物登録カード」に基づき「動物の同行状況(⇒P26)」を作成し、動物の種類、頭数等を正確に把握する。
- ⑨ 把握した情報の取り扱いに十分注意する。
※運営に際しては、自主防災組織や避難者等と連携して実施する。

2.8 避難者への呼びかけ等

- ① 「要配慮者」の有無を確認する。
- ② 町会・自治会の単位、家族単位にまとまるように呼びかける。
- ③ 町会・自治会の会長や役員などを通じて、作業の協力者(リーダー等)の選出を促す。また、女性のニーズに対応できるよう女性の参画も促す。
- ④ 作業の協力者(リーダー等)には次の作業の協力を要請する。

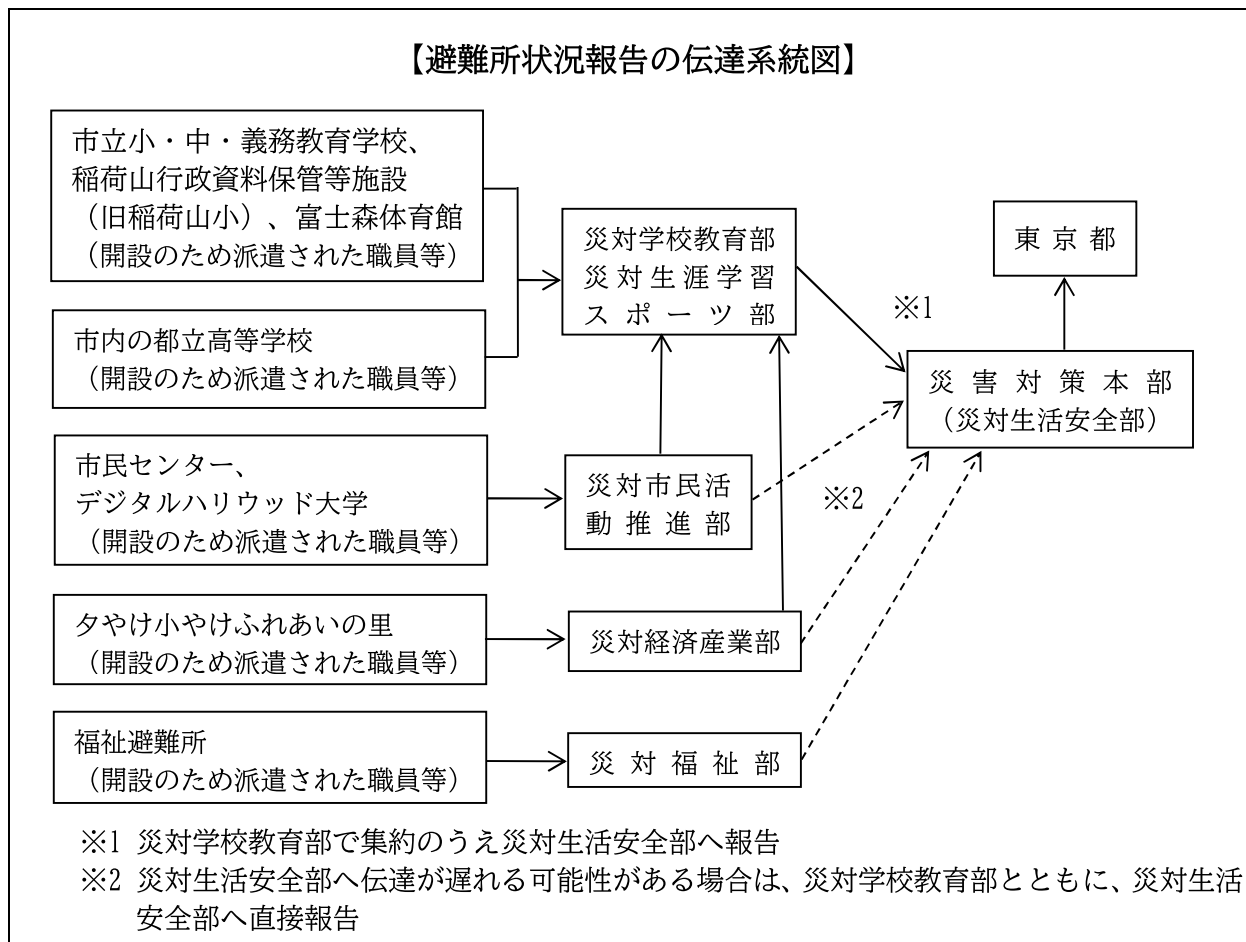
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 市からの避難者への指示、伝達事項の周知☐ 「要配慮者」への情報伝達、避難誘導☐ 飲料水、食糧、生活物資の配布活動等の補助☐ 居住区域の避難者の要望、苦情等のとりまとめ☐ 防疫活動等への協力☐ 施設の保全管理等 |
|---|

2.9 開設報告

- ① 「避難所運営職員」は、次の避難所と避難者の状況について、「避難所担当部」を通じて「災害対策本部」に第一報として「開設報告」を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 避難所の開設状況☐ 避難者の概数☐ 傷病者、「要配慮者」の人数、介護などの必要性☐ 施設の被災状況、周辺の被災状況☐ ライフライン等の施設機能☐ 緊急に必要なとする物資(毛布、食糧等)☐ 同行避難動物の状況 |
|--|

- ② その後は2～3時間ごとに状況を報告するが、状況が安定してきた場合は、「災害対策本部」の指示に基づき1日1回指定された時間に定時報告を行う。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは、必要に応じて報告する。
- ③ 報告は電話（携帯電話）、FAXにより行うが、通信が困難な場合には、地域防災無線、近隣事務所等への伝令等により行う。
- ④ 報告事項は内容、報告日時、報告者をメモし、必ず記録として残す。



2.10 特設公衆電話の設置

- ① 避難者の通信手段及び「帰宅困難者」の連絡手段として、避難所によっては、防災倉庫等に「特設公衆電話」を保管してあるので必要に応じて設置する。「特設公衆電話」の設置施設は「特設公衆電話設置場所一覧（⇒P53）」のとおり。
- ② 「特設公衆電話」は無料で使用できるので、使用目的や1回あたりの通話時間を定めるなど多くの人が利用できるように配慮する。

2.11 定員超過等対応

（1）市内の他避難所への移送

- ① 定員超過などで被災者を受け入れることが困難な場合には、「避難所担当部」で他の避難所での受入について検討を行う。立地条件、移送等を考慮して検討し、開設する避難所候補を選定した際には、「災害対策本部」へ報告を行う。本部はその報告に基づき開設する避難所を決定する。
- ② 「災害対策本部」が市有施設以外の施設（町会・自治会館、民間保有施設等）での避難所開設を決定した場合は、施設管理者とともに、本市の「避難所担当部」が避難所の運営を行う。

（２）他市区町村への移送

- ① 市内の避難所で被災者を受け入れることが困難な場合には、都内の被災がなかった又は被災の程度が小さい市区町村への移送について「災害対策本部」経由で都災害対策本部に要請する。
- ② 相互応援協定等の締結先市町村や都外の市町村に対し受け入れを要請したい場合には、「災害対策本部」に連絡し、本部より締結先等の市町村へ要請する。

（３）他市区町村からの受け入れ

都災害対策本部からの要請により、本市の「災害対策本部」が他の市区町村からの避難者移送受け入れを決定し、市内に避難所を開設する場合は、受け入れを要請した側の市区町村が避難所運営を行う。なお、本市の「避難所担当部」はこの運営に協力する。

2.12 野外受入施設

- ① 避難所が不足する場合、状況に応じて一時的に野外に受入施設を開設する。
- ② 「野外受入施設」を開設した場合、避難所の開設状況と避難者の状況について、「避難所担当部」を通じて「災害対策本部」に「開設報告」と同様の報告を行う。
- ③ 「野外受入施設」の開設に必要なテント、支柱などの資材が不足する場合は、「災害対策本部」に連絡する。
- ④ 「野外受入施設」の開設期間は原則として避難所又は屋内受け入れが可能となるまでとする。

3 避難所の運営

3.1 事務室開設等

(1) 事務室の開設

- ① 「避難所運営職員」は、施設管理者等の協力のもと、避難所の運営拠点として「避難所運営事務室」を開設する。
- ② 「避難所運営職員」は「避難所運営事務室」に常駐し、不在のときは、不在と表示をして施錠する。

(2) 資器材等の確保

避難所の運営に当面必要となる次の資器材等をできる限り確保する。防災倉庫にある仮設トイレやミネラルウォーターを利用するとともに、必要に応じて避難所となる施設で平常時に使用している物資（トイレトーパーやアルコール消毒液など）も有効に活用する。

☐ 机、テーブル ☐ ホワイトボード、黒板 ☐ コピー用紙、模造紙 ☐ ガムテープ、ロープ ☐ 拡声器、メガホン ☐ ラジオ、住宅地図 ☐ 毛布 ☐ 仮設トイレ ☐ ミネラルウォーター	☐ 各種様式（避難者カードなど） ☐ 筆記用具、文房具（輪ゴム、ハサミなど） ☐ 懐中電灯、乾電池、ろうそく、点火用具 ☐ 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗など） ☐ 調理器具（やかん、包丁、まな板など） ☐ カセットコンロ、湯沸かしポット ☐ 燃料（カセットボンベ、ガソリン） ☐ 衛生用品（石けん、洗面用品、生理用品など） ☐ ちり紙、ビニール袋 ☐ ほ乳びん、紙おむつ
---	---

3.2 管理運営体制

(1) 避難所管理責任者の選任

- ① 避難所ごとに派遣された職員の中から「避難所管理責任者」（以下「管理責任者」）を決めて、「避難所担当部」から「災害対策本部」に報告する。
- ② 「管理責任者」は、避難所に設置する各班を総括し、避難者が安心して避難所生活ができるよう安全管理などに努める。平常時から各避難所の「管理責任者」又は担当者（予定者）をあらかじめ定めるようにして備蓄物資等の確認を行う。
- ③ 「管理責任者」の選任に当たっては、避難所の規模に応じて何名が必要かを検討する。一人では過重労働となることが多いため、2名以上の「管理責任者」を選任して身体を休められるような体制とする。

(2) 防火担当責任者の指定

「災害対策本部」が開設を決定した避難所において、消防法第8条に基づき選任されている当該施設の防火管理者は防火担当責任者として防火管理上必要な業務を行う。

(3) 活動班の編成と活動内容

- ① 避難所運営に当たり速やかに活動班の編成に着手するが、避難所開設当初から必要となる班についてはあらかじめ編成するなどの事前準備に努める。
- ② 発災直後は市職員等が中心となって活動班を立ち上げるが、避難所は町会・自治会、避難者やボランティアとの連携により運営することになるので、平常時から自治会等との間で役割分担や各班の代表者の選出について検討しておいてもらう。

【避難所活動班の編成例】		
主な班編成	主な活動内容	留意事項
総務班	☐ 「管理責任者」を補佐するとともに、各班を総括する。 ☐ 避難所の安全確認を行い、開設に向けた準備を行う。 ☐ 避難所「代表者会議」を開催する。 ☐ 避難所の記録を作成する。	☐ 避難所のプライバシー保護や「要配慮者」等の把握と対応、女性の視点に立った避難所環境の整備に努める。
情報班	☐ 避難所の開設状況と避難者の状況を「災害対策本部」へ「開設報告」により報告する。 ☐ 「避難者カード」をとりまとめ、「避難者名簿」と「要配慮者」の名簿を作成し、避難者数等を「災害対策本部」へ報告する。 ☐ 「避難者名簿」をもとに、避難者名、住まい（地区名等）等を記載した「避難者一覧」を作成し、入口等に掲示する。 ☐ 外来者用の対応窓口を設置する。 ☐ 外部支援組織との連絡窓口を設置する。	
保健衛生班	☐ 医療救護班、保健活動班等も編成し、連絡調整を行う。 ☐ 必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所、病院への搬送等の連絡調整を行う。 ☐ 保健活動班等からの衛生管理の指導も参考に、掃除、トイレ清掃、換気等を定期的に行い、避難所の衛生管理を担う。	
物資班	☐ 備蓄物資の在庫確認を行うとともに、必要数の把握、物資に関する相談受付、不足物資に関する「災害対策本部」への要請、物資の受け入れ、保管、管理、提供を行う。 ☐ 給食センターからの食支援の管理を行う。	☐ 女性や乳幼児等のニーズを把握するため、担当には女性も配置する。 ☐ 女性への配慮が必要な物資は女性による配布に努める。
相談班	☐ 避難者のニーズを把握する。 ☐ 「避難者カード」を配布、収集し、情報班に引き継ぐ。	☐ 相談しやすい体制を作るため、女性の担当者を入れるよう努める。
要配慮者対策班	☐ 「要配慮者」用の窓口を設けて、相談対応と各班への情報伝達、引継ぎを行う。	☐ 女性や乳幼児等のニーズを把握し、担当には女性も配置する。 ☐ 班の設置に当たっては、福祉関係者等の協力を得る。 ☐ 各班に「要配慮者」用の担当を設けて、情報の共有化を図るなどして横断的な体制づくりが可能であれば考慮する。 ☐ 行動に制限のある人や健康に支障がある人には物資や水、トイレへのアクセスに配慮する。 ☐ 「要配慮者」の類型間（高齢者、障害者、外国人など）における共通点及び相違点を踏まえ、それぞれの居住スペースを隣接させ、効

		果的な支援を行えるようにする。 ☐ 食物アレルギーをはじめとした個別対応が必要な「要配慮者」の場合は、栄養、食生活支援関係者と情報共有を図る。
防犯班	☐ 避難所パトロールを行い、特に女性や子どもの安全を守る。 ☐ 照明の配置による視認性の向上を図るよう努める。	
自衛消防班	<通報連絡担当> ☐ 119 番通報を行う。 ☐ 防火担当責任者等への報告を行う。 <初期消火担当> ☐ 消火器、水バケツ等による初期消火を行う。 <避難誘導担当> ☐ 安全な場所までの避難誘導を行う。 ☐ 「要配慮者」(高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者等)の支援を行う。	
その他	☐ 避難所の実情に応じて、必要な班編成を行う。	

3.3 広報活動

次の避難所利用上の注意点などについて、校内放送施設又は拡声器などで避難者に適宜広報するとともに、高齢者などに配慮し、広報内容を掲示する。

- ☐ 市内の被害状況
- ☐ 使用可能な施設の案内
- ☐ 立入禁止区域の周知
- ☐ 水道、ガス、トイレの使用方法
- ☐ ごみの処理方法
- ☐ 避難者の相互協力要請
- ☐ 「要配慮者」の支援要請
- ☐ 安否確認のための N T T 「災害用伝言ダイヤル(⇒P60)」の活用紹介
- ☐ 今後の市の対応(食糧、生活物資、飲料水の供給、その他生活支援など)

3.4 食糧、生活物資の供給

(1) 備蓄品の配布

防災倉庫に備蓄されている食糧、生活物資は原則として「災害対策本部」との調整、指示を受けて避難者に提供する。なお、現地判断で「災害対策本部」の判断を待たずに使用する場合には、使用した品目、個数等を「災害対策本部」へ報告する。

(2) 飲料水の供給

- ① 飲料水は備蓄品のミネラルウォーターや最寄りの給水拠点(配水所、給水所、応急給水槽)を活用する。給水拠点を利用する際は、避難者の相互協力により取水する。(容器については市で備蓄しているポリタンクや給水袋のほか、避難者の所有物の活用も図る。)
- ② スタンドパイプ等の応急給水用資器材を配備している避難所では必要に応じて消火栓等から応急給水を行う。応急給水用資器材の配備が必要な場合、「避難所担当部」を通じて「災害対策本部」に要請する。

(3) 食糧の配布

- ① 指定避難所外避難者への食糧の配布についても対応する。
- ② 物資が足りない場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者等へ優先的に配布するなどのルールを決める。
- ③ 給食センターから届いた食事の管理と配付を行う。

(4) 物資の請求

- ① 飲料水、食糧、生活物資の必要な数量、種類などは「避難所担当部」を通じて災対産業振興部に連絡する。
- ② 物資要請にあたり、避難者の中に高齢者、乳幼児、食物アレルギーのある者、特に配慮を必要とする者がいる場合は、その人数、配慮する内容等を「避難所担当部」に報告し、必要物資の調達を要請する。
- ③ 同行避難動物のペットフード、ケージ等については同行避難者が原則として持参するように働きかけを行う。必要となる数量、種類について災対健康医療部に連絡する。

(5) 物資の受け入れ準備

- ① 輸送車の進入路、荷下ろし場所、物資の保管場所、荷下ろしと仕分けの作業員などの受け入れ体制を確保する。
- ② 給食センターからの食支援を受け入れる体制を整える。

(6) 物資の供給

- ① 物資が到着したら、物資保管場所に運搬する。
- ② 物資を配給する時間、場所を決め、広報する。
- ③ 受領した物資及び配給した物資の内容と数量を確認し、「物品受け払い簿（⇒P27）」に記録する。
- ④ 配給に際しては避難者、ボランティアの協力を得るとともに、女性の配給担当者を置くなどして女性に配慮した運営を心掛ける。
- ⑤ 公平で秩序ある配給を行い、混乱を防止することに留意する。物資が不足する場合は、「要配慮者」を優先して配給する。
- ⑥ 指定避難所外避難者への物資の供給についても考慮する。

(7) 物資の保管

- ① 物資保管場所は盗難防止のために施錠を行うなどして適切に管理する。
- ② 物資は種類別に分類し、「物品受け払い簿」に記録し、在庫品を管理する。
- ③ 在庫品には受入日、内容、数量等のメモを付す。
- ④ 食中毒などの予防のため、保存期間の短い「生もの」は保管しない。

3.5 し尿対策

- ① 「避難所運営職員」は避難所開設時に施設管理者等と協力し、トイレの状況を点検する。
- ② 断水時等はその旨を表示、周知するとともに、携帯トイレ（便袋）を用いて対応する。
- ③ 携帯トイレ（便袋）が使用できないなどの場合、マンホールトイレ又は仮設トイレを設置する。
- ④ マンホールトイレや仮設トイレ設置までは緊急的な措置として、当面のトイレの使用方法を避難者に周知する。
- ⑤ 仮設トイレが不足する場合は、災対水循環部へ要請するとともに、「災害対策本部」へ報告する。
- ⑥ マンホールトイレが整備されている施設は「マンホールトイレ整備施設一覧（⇒P52）」のとおり。
- ⑦ 仮設トイレ設置場所は保健衛生、生活環境や防犯の視点を取り入れ、女性、「要配慮者」の利用に対応するとともに、汲み取りが必要な場合は、し尿収集車の出入りも考慮する。

【トイレ緊急措置の例（断水時）】

- ☐ トイレ用品（トイレットペーパー、携帯トイレなど）を備え付ける。
- ☐ 既設トイレを使用する場合、プールの水、貯水槽、近くの川、池の水などを利用できるときは、その水を汲んで利用する。このときトイレットペーパー類は流さない。（既設トイレで水を流す場合には、事前に排水、下水管の被害を確認すること。）
- ☐ 流す水がないときは、既設トイレで携帯トイレを活用する。
- ☐ 臨時トイレとして下水を利用する場合は、マンホールの蓋をはずし、足置き場、囲いを設置する。（落下事故等が発生しないよう注意すること。）

3.6 ボランティア対応

- ① 必要とするボランティア（応援要員）の技能、人数、期間を見込み、「避難所担当部」を通じて「災害対策本部」に要請する。
- ② ボランティアが派遣された場合は、まとめ役となるリーダーを選出し、指揮系統、責任分担を明確にする。
- ③ 作業分担はミーティングなどで決定する。
- ④ 危険な作業には従事させないように注意する。
- ⑤ ボランティア希望者（専門ボランティアを除く）が直接、避難所に駆けつけたときは、避難所で受け付け、「避難所担当部」を通じて「災害対策本部」に名簿を送付し、必要な手続きをとる。

3.7 要配慮者対応

- ① 「避難所運営職員」は災対福祉部、ボランティア等と連携し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者等に十分配慮した避難所運営に努める。
- ② 避難者カード、避難者名簿から「要配慮者」の人数と必要とする支援の内容などの情報を把握する。
- ③ 「要配慮者」に次の支援策などをでき得る限り実施する。

- ☐ 生活場所 … 暖かい場所、和室、1階の部屋などの専用スペースに収容
- ☐ 情報伝達 … 手話、書面、口頭による個別伝達
- ☐ 健康管理 … 健康相談、医療救護
- ☐ 食事内容 … 暖かいもの、やわらかいもの、アレルギー対応食、粉ミルク等の供給
- ☐ その他 …… 行動時の介助

- ④ 避難所での生活が困難な「要配慮者」に対して、手話、通訳、介護などの専門ボランティアや福祉避難所による対応に移行できるよう「避難所担当部」を通じて「災害対策本部」へ要請する。

3.8 帰宅困難者対応

- ① 交通機関不通による「帰宅困難者」等は一般の避難者とは別のスペースで受け入れる。
- ② 「帰宅困難者」等は短期間で避難所を出入りする可能性が高いので、出入りに関して確実に記録し、「災害対策本部」へ適宜報告する。
- ③ 「帰宅困難者」等に対し、交通機関の復旧見通しなどの情報提供に努めるとともに、食糧等を提供する場合は、「災害対策本部」との調整、指示により、必要に応じて飲料水、食糧等の提供を行う。なお、「災害対策本部」の判断を待たず、現地判断で提供する場合は、使用した品目、個数等を「災害対策本部」へ報告する。

3.9 外国人対応

八王子市で暮らす外国人では簡単な日本語であれば会話ができる方もいるが、日本語に不慣れな外国人避難者には次の対応を行う。

【やさしい日本語】

難しい言葉を言い換えるなどの
相手に配慮したわかりやすい日本語のこと

高台に避難 ⇒ 高いところに逃げて



多言語音声翻訳アプリ
「VoiceTra」



☐ やさしい日本語、コミュニケーション支援ボード（全避難所に配備済）、自動翻訳機等を活用する。

☐ コミュニケーション支援ボードにより外国人の出身国、使用言語を確認する。

☐ 避難所内で通訳できる人を探す。

☐ 通訳ができる人がいない場合は、外国人支援センター（学園都市文化課多文化共生担当）に外国語対応を要請する。

【外国人支援センターによる対応】

- ◆外国語ができる職員の派遣
- ◆テレビ電話通訳タブレットの貸与
- ◆語学ボランティアの派遣など

※状況によっては、すぐに対応できない場合もある。

3.10 外来者対応

（１）マスコミ対応

- ① 避難所へ直接、取材の申し入れや調査があったときは、氏名、所属、取材目的、発表日時、発表内容等を確認し、記録に残すようにするとともに、「避難所担当部」を通じて災対総合政策部へ報告し、指示を仰ぐ。
- ② マスコミの対応窓口を一本化し、情報提供等は必ずその窓口を通じて行うようにする。
- ③ 避難所で取材、調査等を行う人に腕章やバッジなどの身分が明らかに分かるものを身につけるよう依頼する。
- ④ 避難者の生活スペース等への立ち入り取材は原則としてその部屋等の避難者全員の同意を得て、担当職員の立ち会いのもとに行う。

（２）来客対応

避難所の入口付近に避難者への面会場所を設置し、避難所に居住している人以外は原則として居住空間に入れないようにする。

（３）電話対応

災対各部や本部等との連絡、問い合わせ対応用に電話回線は常時確保しておく必要があるため、電話は原則として直接、避難者に取り次がないようにし、避難者に伝言して「特設公衆電話」や個人の携帯電話等にて折り返しかけ直してもらうことが望ましい。

（４）郵便物等対応

原則として郵便物等は受付で預からず、郵便局員等から避難者へ直接渡してもらうことが望ましい。直接の受け渡しที่難しい場合には、紛失等を防ぐため適宜受領簿等を作成し対応する。

3.11 動物同行避難対応

- ① 動物飼養スペースは鳴き声、におい等を考慮し、原則として人の居住スペースと区別する。
- ② 「動物の同行状況（⇒P26）」を作成し、必要とするペットフード、備品などの情報を把握して災対健康医療部へ報告する。

3.12 防犯・防火活動への協力

災対生活安全部は災害の状況に応じて、警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、避難所及び被災地における放火、窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。また、防犯協会に対し、防犯活動への協力を要請する。「避難所担当部」等は必要な警備、防犯活動に協力する。

3.13 運営記録の作成と報告

- ① 「避難所運営職員」は毎日、ミーティングを行い、「災害対策本部」へ要請すべき事項、施設の現状（故障や破損箇所）、ゴミ、トイレ等の状況、避難者の状況（人数、健康状態など）、同行避難動物の状況を確認する。
- ② 避難所の状況を「避難所日誌（⇒P28）」に記録し、「災害対策本部」へ報告すべき事項を整理する。
- ③ 1日1回指定された時間に「避難所担当部」を通じて「災害対策本部」へ定時報告を行う。要請した事項や受信した連絡事項は受発信用紙に記録し、保管する。
- ④ 事故、傷病人の発生、配給物資の誤りなどの特別な事情がある場合は、必要に応じて適宜報告する。

4 長期化対応

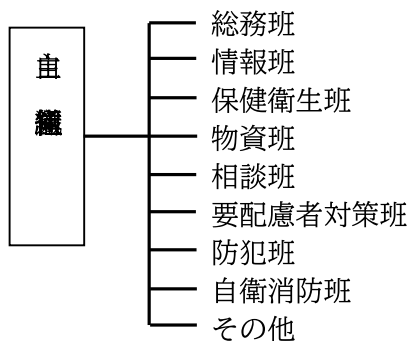
4.1 自主運営組織

(1) 自主運営組織づくり

- ① 避難所生活が長期化(おおむね1週間以上)する場合は、避難者の「自主運営組織」による運営に移行できるよう組織整備を進める。
- ② 「避難所運営職員」は施設管理者、ボランティア等と協力し、避難所の自主運営が円滑に行われるよう努める。
- ③ 町会・自治会の会長又は役員等の中から、避難者リーダー(代表者)を決めてもらう。
- ④ 「自主運営組織」の構成、役割分担の標準例を示し、避難者による組織づくりを支援する。
- ⑤ 組織の各担当に女性を配置するなどして女性避難者の意見、要望に対応できるよう配慮する。
- ⑥ 「避難所運営職員」は、「災害対策本部」との情報連絡窓口として、市からの情報提供等を行うとともに、「自主運営組織」からの要望等を市へ伝達する。

【避難所自主運営組織の例】

◆組織構成



◆班編成

各班の活動内容はp8～p9のとおり。

各班は避難所の規模によるが、おおむね15～20名の編成とする。

※組織、班編成及び構成員は実情に応じて柔軟に対応させるとともに、各担当に女性を配置するなどして女性避難者の意見、要望に対応できるようにする。

※物資配布、警備、清掃等は当番制とする。

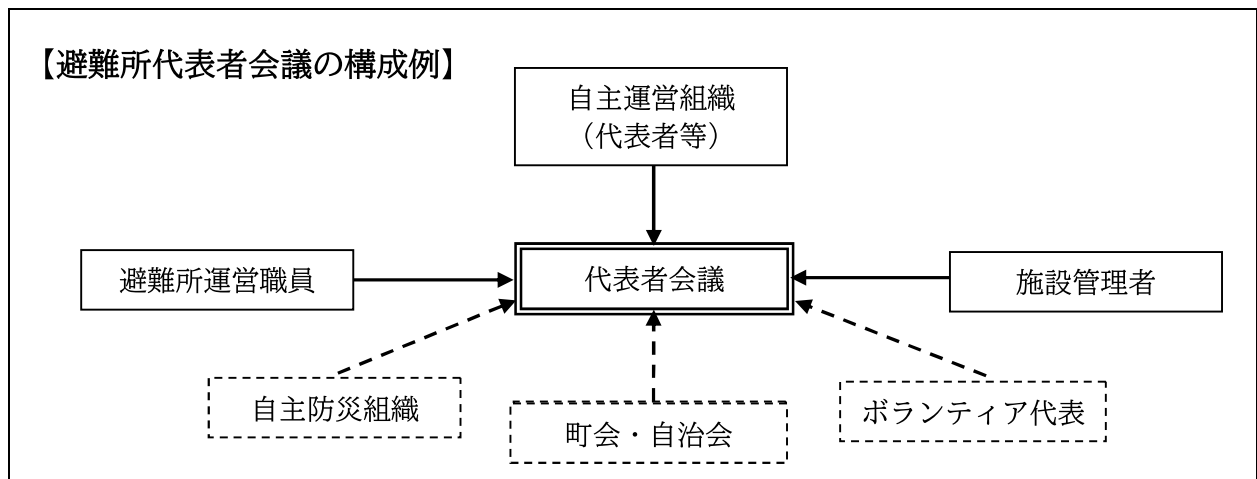
(2) ミーティングの実施

「自主運営組織」のミーティングは毎日定期的に行われ、その日の反省と翌日以降の活動内容を話し合う。「避難所運営職員」はミーティングを効果的にするため、必要に応じて参加し、助言する。

(3) 代表者会議の開催

「自主運営組織」の設置後、避難者リーダー(代表者)、「避難所運営職員」、施設管理者、各班長で構成する「代表者会議」を適宜開催する。なお、必要に応じて、自主防災組織、町会・自治会、ボランティア代表を構成員とする。

「代表者会議」では避難所運営に関する様々な事項について調整、協議を行い、課題解決に向けて一定の合意形成に努め、協力を得られるようにする。また、女性の意見、要望を避難所運営に反映できるよう「代表者会議」の構成員に女性を含めるようにする。



4.2 生活ルールの確立

- ① 「自主運営組織」が中心となって避難所の生活ルールを決める。
- ② 「避難所運営職員」は、生活ルールの例を示すなどして「自主運営組織」のルールづくりを支援する。

【生活ルールの例】

- ☐ 立ち入り禁止や土足厳禁の場所について
- ☐ 使用禁止のトイレやトイレの使用方法、その後の処理について
- ☐ トイレ等の清掃、ガスコンロ使用、電話取り次ぎなどの時間帯について
- ☐ 更衣室、喫煙場所について
- ☐ ごみ分別の徹底について
- ☐ 携帯電話の使用について
- ☐ 共有スペースの清掃について
- ☐ 洗濯、物干しについて
- ☐ 動物飼養スペースについて
- ☐ 班長打ち合わせの時間と場所について

4.3 環境対策と保健衛生

(1) 室内環境

- ① 各世帯を間仕切るなどのプライバシー保護対応を行う。
- ② 男女別の更衣室を設置する。
- ③ 定期的に収容スペースの換気や清掃を避難者が行うよう「自主運営組織」に呼びかける。
- ④ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者等に配慮したスペース確保する。
- ⑤ 出入口等の段差解消、救護スペースの確保に努める。

(2) ごみ対策

- ① ごみは平常時と同様に分別収集する。
- ② ごみ収集車が乗り入れ可能な場所にごみの置き場を確保し、ごみ袋、ごみ箱を準備する。
- ③ ごみの捨て方などのルールを定め、避難者に徹底させる。
- ④ 殺虫剤、消毒薬剤により、ハエなどの害虫駆除を行う。

(3) 衛生健康管理

- ① 感染症などの予防のため、手洗い、うがいを励行する。

- ② 仮設トイレを設置した際は、定期的に清掃を行い、清潔に保つよう掃除の分担を決める。
また、手洗い用にアルコール消毒が可能となるよう手指消毒薬等を準備する。
- ③ 傷病者が多い場合は、医師や看護師による健康診断や巡回医療について「避難所担当部」を通じて「災害対策本部」に要請する。
- ④ 必要に応じて専門医による心のケアを「災害対策本部」に要請する。
- ⑤ ストレス発散のためスポーツやレクリエーションを企画するよう「自主運営組織」に提案し、必要な支援をする。

(4) 動物救護

- ① 避難所施設の状況に応じて、避難所の敷地内又は近接地等に同行避難動物の飼養場所を確保する。
- ② 糞尿の処理方法などのルールを定め、張り紙などで飼い主に周知、徹底させる。
- ③ 死亡動物の安置場所を設置する。

4.4 その他ニーズ

避難生活が経過するにつれて被災者のニーズも変化してくる。「自主運営組織」の協力を得て被災者の多様なニーズを把握し、「避難所担当部」を通じて「災害対策本部」に報告して、対策の指示を仰ぐ。

【季節的ニーズの例】

夏季：扇風機、殺虫剤、防虫剤、蚊取り器、網戸の設置、トイレ芳香剤、タオルケット等
冬季：断熱マット、畳、毛布、暖房器具（石油ストーブ、灯油等）、使い捨てカイロ等

【生活ニーズの例】

仮設風呂、シャワー施設、洗濯機、洗剤、物干し竿、清掃用具、夜間照明、発電機、
仮設公衆電話、テレビ、娯楽品、動物飼養に関する環境整備（動物運動スペース等）等

4.5 避難者の安全・安心確保

- ① 避難者の安全・安心の確保のため、照明の配置により視認性の向上及び死角の解消を図る。また、パーテーションの配置、高さ等に留意し、プライバシーも確保する。
- ② 避難所パトロールを行い、特に女性や子どもの安全を守る。
- ③ 人目のないところを一人で歩かない、夜間トイレに行くときに一人で行かないなどの注意喚起を行う。

4.6 指定避難所外避難者対策

指定避難所で生活せずに食事のみを受け取りに来る被災者等の情報把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、「避難所担当部」を通じて「災害対策本部」に報告を行う。

4.7 相談の受け付け

避難者の不安、疑問、不満等を個別に相談できる相談窓口を設置する。

相談窓口の設置に当たって、男性又は女性特有の相談に対応することも考慮し、男女両方の相談員を置くようにする。

避難者に相談窓口を周知し、気軽に相談できる雰囲気をつくり、相談時のプライバシーについても配慮する。避難者の意見を聞き、避難所運営の改善を行う。

5 避難所の縮小、統合、廃止

5.1 縮小、統合、廃止

- ① 「災害対策本部」は避難者数の減少や災害の危険性が解消した場合、避難所の縮小、統合、廃止に向けて必要な措置をとる。
- ② 「自主運営組織」の活動が円滑に行われている場合は、「避難所運営職員」の数を順次削減する。
- ③ 「避難所運営職員」は、「自主運営組織」と協力して避難者の意向調査などを行い、避難所の廃止等に向けて準備する。
- ④ 避難所の廃止等のスケジュールを事前に避難者に広報する。

5.2 意向調査

- ① 応急仮設住宅の整備スケジュール、設置場所などの情報を広報する。
- ② 災害復興本部（「地域防災計画」第6編第3章災害復興計画）が策定する復興計画などの被災者支援に関する資料を提供する。
- ③ 避難者の意向を把握するため、次の調査などを行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 今後の生活の見通し☐ 転出意向、転出予定☐ 仮設住宅の入居希望など |
|--|

5.3 授業再開

- ① 授業再開や教育活動拡充に向けて教職員と協議し、必要なスペース等の見直しを行う。
- ② 学校施設としての機能回復のため次の対応を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 避難所設備の撤去☐ 施設の清掃、修繕☐ 避難所運営に使用した資器材、備品の処分☐ 避難者の残した物品などの処分 |
|--|

6 資料

6.1 施設安全確認チェックリスト

施設の安全確認チェックリスト

○ チェック基準

「A」・・・安全性、特に問題なし

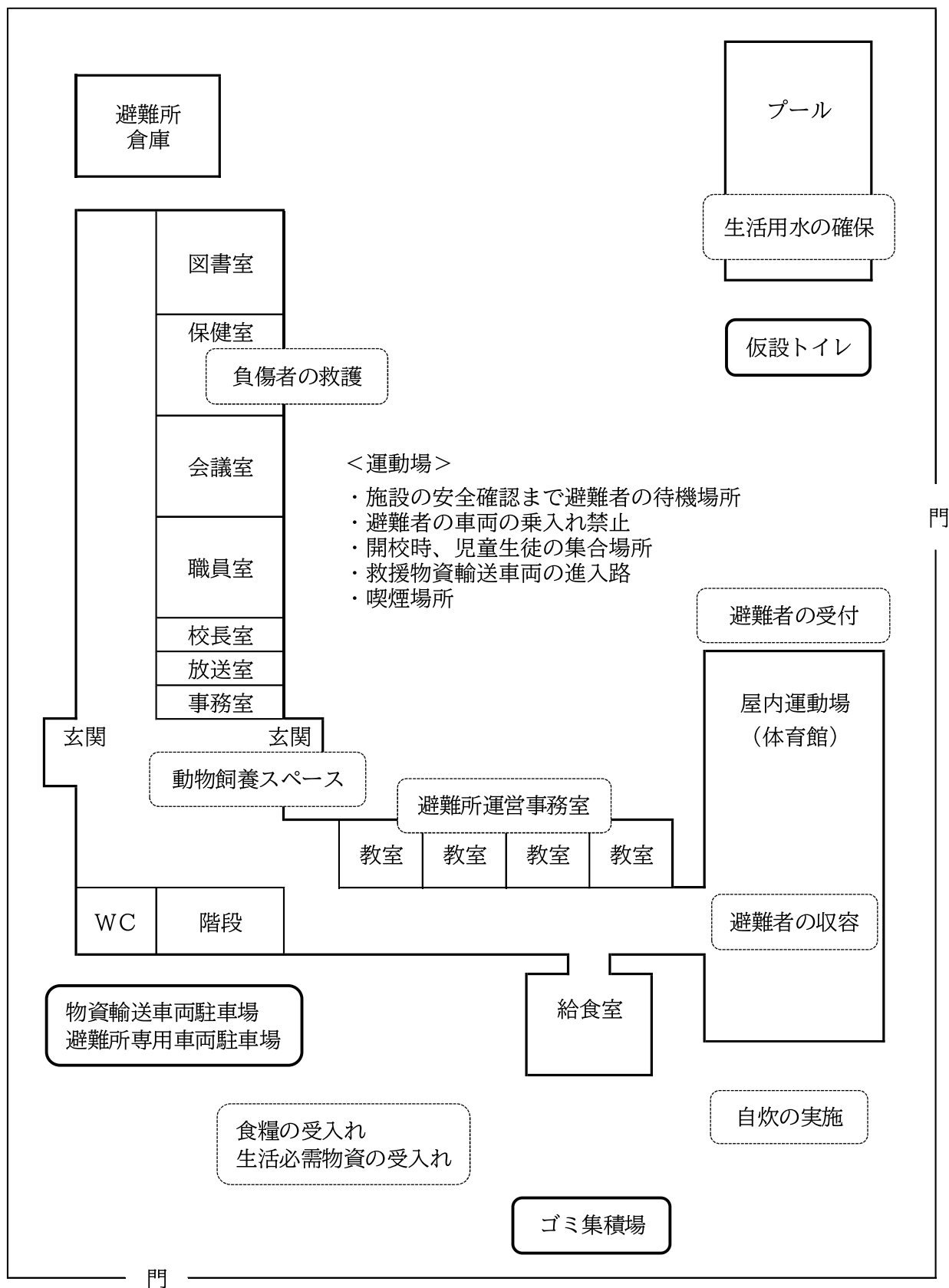
「B」・・・散乱物はあるが、建物全体の構造に問題なし

「C」・・・被害甚大につき使用不能

該 当 施 設	区 分	チェック	確 認 事 項
施 設 全 体	外観	A B C	傾斜、ゆがみ
	柱	A B C	亀裂、破断、傾斜
	壁	A B C	亀裂、ズレ（移動）、変形、剥落
	屋根	A B C	落下、破損
施 設 内	天井	A B C	亀裂、壁の落下、ゆがみ
	床	A B C	
	腰板	A B C	
	窓枠	A B C	
	出入り口のドア	A B C	
	照明	A B C	
	窓ガラス	A B C	破損、飛散の有無
廊 下	窓ガラス	A B C	破損、飛散の有無
階 段	防火シャッター	A B C	通行の可否
	非常階段	A B C	閉まっていないか
給 湯・調 理 室	水道	A B C	水道管の破損、水漏れ
	ガス	A B C	元栓の損傷
	電気器具	A B C	電線の切断
	冷蔵庫・冷凍庫等	A B C	転倒、落下、流出
	食器類	A B C	転倒、落下、流出
手 洗 い 場、 便 所	水道	A B C	水道管の破損、水漏れ
	排水	A B C	排水の状況
総 合 評 価		A B C	

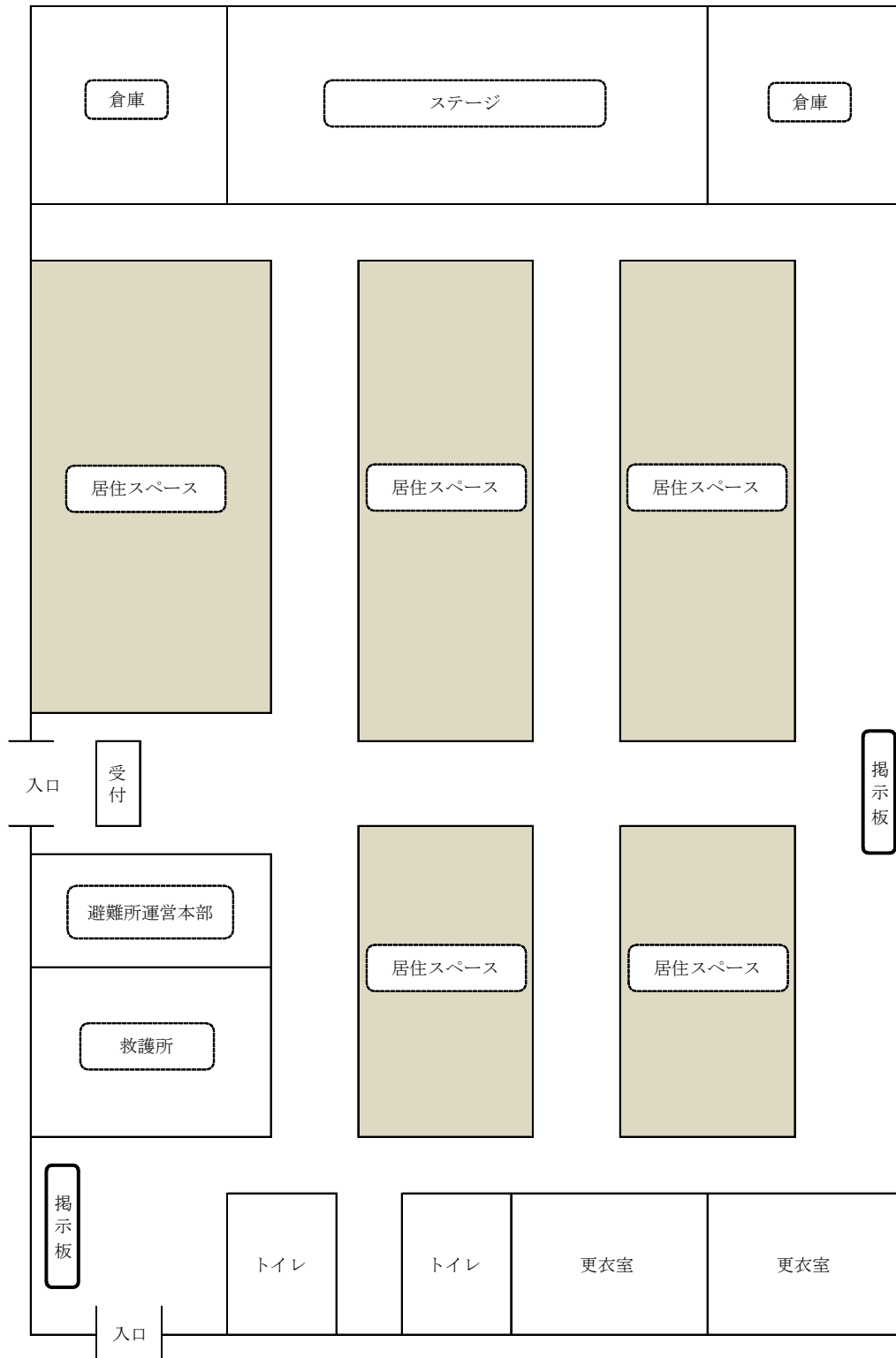
6.2 避難所の設営モデル

- ◆小・中・義務教育学校等の施設配置、状況により、避難所の設営を工夫する。
- ◆施設の利用可能箇所、立入り禁止箇所を設定する。
- ◆救援物資の搬入動線、仮設トイレの位置、ごみ集積場等に留意する。



6.3 避難者の収容モデル

- ◆避難者の安全・安心の確保のため、死角の解消を図ることができるようパーティションの配置、高さ等に留意し、プライバシーも確保する。
- ◆避難所パトロールを行い、特に女性や子どもの安全を守る。



6.4 避難者カード

避難者カード

No. /

※欄は、避難所担当職員が記入する欄です。記入しないようにしてください。カードにはここに避難した方のみ記入してください。

※ 避難所名	※担当職員 所属・氏名	※ 避難者 在宅避難者	※避難所内 配置場所	※ 記入日 / /
住所：八王子市 町		電話（自宅）： 電話（携帯）： 所有者：_____		避難所までの避難手段 1. 徒歩 2. 自転車 3. その他（ ）

*①から④の欄については「区分」欄に該当する番号、必要に応じて「その他・詳細」欄に詳細をご記入ください。

*「その他」を選択した場合は、必ず「その他・詳細」欄に詳細をご記入ください。

ふりがな 氏名	生年月日	年齢	性別	①身体症状		②医療機器等		③食事		④配慮してほしい事項	
				1. 発熱 2. 嘔吐 3. 下痢 4. 咳 5. 怪我 6. その他	1. 透析 2. 在宅酸素 3. 人工呼吸器 4. ペースメーカー 5. その他	1. 食物アレルギー (食物名は 「その他・詳細」欄に記入) 2. その他 (経管栄養、嚥下困難など)	1. 要介護 2. 身体障害 3. 知的障害 4. 精神障害 5. 発達障害 6. 認知症 7. 乳幼児 8. 妊産婦 9. 難病 10. 慢性疾患(内服・注射) 11. 外国人 12. その他				
				区分	その他・詳細	区分	その他・詳細	区分	その他・詳細	区分	その他・詳細
	. .		男・女								
	. .		男・女								
	. .		男・女								
	. .		男・女								
	. .		男・女								
	. .		男・女								

ご自分達の安否を知らせるために、上記の情報を公表してもよろしいですか？ はい ・ いいえ ←どちらかを○で囲んでください。

★避難所は避難者皆さんの協力が必要です★ 避難所運営でご協力いただけることについて、 該当する番号を○で囲んでください。	1. けがの手当て 2. 子どもの世話 3. 介護 4. 炊事・洗濯 5. 大工・力仕事 6. 外国人对応（対応可能言語： ） 7. 動物の世話 8. その他：資格など（ ）
その他相談事などありましたら、右の空欄にご記入ください。	

（注1）1世帯ごとに1枚の避難者カードを配布し、記入を求めること。

（注2）※欄は、避難所運営職員が記入すること

6.5 避難所入所記録簿（市内居住者用）

名簿情報公表 可 ・ 不可

市内

避難所入所記録簿

（市外居住者用）

避難所名							担当職員名						
番号	入所 月日	氏名	現住所	生年 月日	年 齢	性別	※1を参考に該当する番号を記入する。				備考 (詳細事項等)	医療 フォロー 状況 (※2)	退所 月日
							身体症状	医療機器	食 事	配慮事項			
1						男・女							
2						男・女							
3						男・女							
4						男・女							
5						男・女							
6						男・女							
7						男・女							
8						男・女							
9						男・女							
10						男・女							

※1 避難者に関する情報

身体症状 1.発熱 2.嘔吐 3.下痢 4.咳	医療機器等 1.透析 2.在宅酸素 3.人工呼吸器 4.ペースメーカー 5.その他	食事 1.食物アレルギー(食物名は備考欄に記入) 2.その他(詳細は備考欄に記入)	配慮してほしい事項 1.要介護 2.身体障害 3.知的障害 4.精神障害 5.発達障害 6.認知症 7.乳幼児 8.妊産婦 9.難病 10.慢性疾患(内服・注射) 11.外国人 12.その他
----------------------------	--	---	--

※2 「医療フォロー状況」については、医療フォローが必要な避難者に対して、医療従事者が対応したかどうかを記入願います。（例：保健師が確認した場合、保 ）

6.6 避難所入所記録簿（市外居住者用）

名簿情報公表 可 ・ 不可

市 外

避難所入所記録簿

（市外居住者用）

避難所名							担当職員名						
番号	入所 月日	氏名	現住所	生年 月日	年 齢	性別	※1を参考に該当する番号を記入する。				備考 (詳細事項等)	医療 フォロー 状況 (※2)	退所 月日
							身体症状	医療機器	食 事	配慮事項			
1						男・女							
2						男・女							
3						男・女							
4						男・女							
5						男・女							
6						男・女							
7						男・女							
8						男・女							
9						男・女							
10						男・女							

※1 避難者に関する情報

身体症状
1.発熱 2.嘔吐 3.下痢 4.咳

医療機器等
1.透析 2.在宅酸素
3.人工呼吸器 4.ペースメーカー
5.その他

食事
1.食物アレルギー(食物名は備考欄に記入)
2.その他(詳細は備考欄に記入)

配慮してほしい事項
1.要介護 2.身体障害 3.知的障害 4.精神障害 5.発達障害 6.認知症
7.乳幼児 8.妊産婦 9.難病 10.慢性疾患(内服・注射) 11.外国人
12.その他

※2「医療フォロー状況」については、医療フォローが必要な避難者に対して、医療従事者が対応したかどうかを記入願います。（例：保健師が確認した場合、**保**）

6.7 避難所収容状況調

避難所収容状況調 (/)

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

		避難室名	避難者収容状況										救 援 ・ 救 護 実 施 状 況									
			世帯数	男（年齢）				女（年齢）				給食支給状況		救 助 物 資 支 給				物資貸与状況		要援護 人 員	備 考	
				～ 1	～64	65～	計	～ 1	～64	65～	計	ミルク	給食数	品 名	数量	世帯数	人員	世帯数	人員			
月 日	8時																					
	12時																					
	18時																					
月 日	8時																					
	12時																					
	18時																					
月 日	8時																					
	12時																					
	18時																					
月 日	8時																					
	12時																					
	18時																					
月 日	8時																					
	12時																					
	18時																					

- (注) 1 避難所ごとに記入する。
- 2 物資の支給等は1日分をとりまとめて、室ごとに記入する。
- 3 要医療人員は、内書とする。
- 4 備考欄には、障害者等要援護者対策の要否、貸与物資の返還、消毒の実施等参考とすべき事項を記入する。

6.8 同行動物登録カード

様式1

避難所 同行動物登録カード*

No.

入所 年 月 日
退所 年 月 日

飼い主	氏名	フリガナ				
	避難前住所					
	電話					
動物	動物種	犬・猫・その他()	体格	特大・大・中・小		
	品種		毛色		年齢	
	性別	雄・雄(去勢)・雌・雌(避妊)	個体識別 (犬は鑑札番号等)	犬の登録 有・無 (No.) マイクロチップ 有・無 (No.)		
	名前		予防歴 (1年以内)	犬一狂犬病予防ワクチン・__種混合ワクチン 猫一__種混合ワクチン		
	特徴/性格			ケージ 有・無	リード 有・無	
特記事項	健康・負傷()		咬傷歴 無・有			

6.9 動物の同行状況

送付先：八王子市健康医療部（保健所）生活衛生課動物衛生担当 FAX 042-644-9100 または 災対健康医療部へ

避難所の被災者受入に伴う動物の同行状況

様式2

施設名	動物飼育場所	年 月 日現在
所在地		
連絡先	FAX	
施設窓口担当者名		

No.	動物種	品種	サイズ	性別	動物の名前	飼い主氏名	連絡先	避難前住所地	犬の場合：登録・狂犬病予防注射の有無	ケージ	リード
1	犬・猫 他()		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有 無【狂注】済 未	有・無	有・無
2	犬・猫 他()		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有 無【狂注】済 未	有・無	有・無
3	犬・猫 他()		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有 無【狂注】済 未	有・無	有・無
4	犬・猫 他()		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有 無【狂注】済 未	有・無	有・無
5	犬・猫 他()		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有 無【狂注】済 未	有・無	有・無
6	犬・猫 他()		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有 無【狂注】済 未	有・無	有・無
7	犬・猫 他()		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有 無【狂注】済 未	有・無	有・無
8	犬・猫 他()		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有 無【狂注】済 未	有・無	有・無
9	犬・猫 他()		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有 無【狂注】済 未	有・無	有・無
10	犬・猫 他()		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有 無【狂注】済 未	有・無	有・無

【合計】

犬	猫	他

その他

【不足物資】

ケージ 特大		係留ロープ		
大		犬用フード		
中		猫用フード		
小		食器		

6.10 物品受け払い簿

物 品 受 け 払 い 簿

No. /

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

品 名		単 位 呼 称	
-----	--	---------	--

受取日	摘 要 欄	受入数	払出数	現在残	扱 者	備 考 欄

- (注) 1 品目ごとに作成する。
 2 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
 3 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

6.11 避難所日誌

避難所日誌				No. /	
年 月 日 ()				天気：	
避難所名			担当職員 所属・氏名		
避難者数		昼： 人 (時に人数確認)			
人 (昼夜平均)		夜： 人 (時に人数確認)			
時間	対応内容			対応者・関係機関	
【申し送り事項】					

6.12 職員避難所勤務状況

避 難 所 勤 務 状 況

No. /

避難所名	
------	--

職	氏名	所 属	避 難 所				備 考
			到 着		退 出		
			年月日	時・分	年月日	時・分	

6.13 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

	名 称	所 在 地	電 話	F A X	屋外 (校庭等)	屋内				指定緊急避難場所				指定 避難所 (屋内)
						通常時		最大時 ^(※1)	最大収容 人数 ^(※2)	地震 (屋外)	風水害（屋内）			
					面積㎡	使用場所	面積㎡	面積㎡			内訳 洪水内水	土 砂		
1	第一小学校	元横山町2－14－3	642－0851	646－4927	2,272	体育館	738	2,563	1,242人	一時			○	○
2	たがの杜小中学校 (第二小学校)	八木町7－1	623－6318	627－9428	5,404	体育館	713	2,908	1,409人	一時	○	△	○	○
3	第三小学校	寺町29－15	623－4211	627－9432	3,845	体育館	1,053	4,192	2,032人	一時	○	○	○	○
4	第四小学校	明神町2－15－1	642－0934	646－6460	7,439	体育館	741	2,671	1,295人	一時	○	△	○	○
5	第五小学校	千人町3－7－7	661－4327	667－5435	4,479	体育館	750	2,978	1,443人	一時	—	—	○	○
6	第七小学校	台町4－2－1	622－0936	627－9553	4,126	体育館	1,202	4,742	2,299人	一時	○	○	○	○
7	第八小学校	石川町2065	642－0937	646－8654	3,857	体育館	639	2,227	1,079人	一時	○	○	○	○
8	第九小学校	中野上町2－14－1	623－4221	627－9408	3,310	体育館	745	2,871	1,392人	一時	○	△	○	○
9	第十小学校	大和田町7－5－1	642－1618	646－7426	10,448	体育館	745	3,150	1,527人	一時	○	△	○	○
10	中野北小学校	中野山王3－1－1	622－5187	627－9406	7,760	体育館	741	1,952	946人	一時	○	△	○	○
11	清水小学校	中野山王3－25－1	625－0795	627－9531	8,387	体育館	699	2,867	1,390人	一時	○	○	○	○
12	大和田小学校	大和田町4－19－1	644－5777	646－7165	9,202	体育館	699	2,522	1,222人	一時	○	○	○	○
13	小宮小学校	小宮町1128－3	646－4208	646－6647	5,372	体育館	761	2,851	1,382人	一時	—	○	—	○
14	高倉小学校	高倉町67－2	646－8182	646－3040	9,660	体育館	700	2,770	1,343人	一時	○	○	○	○
15	宇津木台小学校	久保山町2－18	691－2146	691－9094	9,278	体育館	700	2,935	1,423人	一時	—	○	—	○
16	横山第一小学校	館町74	661－8003	667－5409	6,888	体育館	742	2,831	1,372人	一時	○	○	○	○
17	横山第二小学校	並木町26－1	661－1747	667－5437	6,211	体育館	743	2,864	1,388人	一時	○	△	○	○
18	散田小学校	散田町5－23－1	661－4228	667－5404	10,210	体育館	741	3,002	1,455人	一時	○	△	○	○
19	長房小学校	長房町340－4	661－2081	667－5431	7,293	体育館	726	2,815	1,364人	一時	○	△	○	○
20	船田小学校	長房町1041－2	664－1482	667－5427	8,236	体育館	699	2,871	1,392人	一時	○	△	○	○

21	館小中学校 本校舎	館町1097-15	664-8200	667-5434	10,855	体育館	699	2,106	1,021人	一時	○	△	○	○
22	山田小学校	山田町1553	664-3984	667-5432	13,047	体育館	699	2,625	1,272人	一時	—	—	○	○
23	櫛田小学校	櫛田町571-2	665-3475	667-5412	10,196	体育館	699	2,795	1,355人	一時	○	△	○	○
24	緑が丘小学校	寺田町405-5	665-5501	667-5414	7,476	体育館	699	2,598	1,259人	一時	○	○	○	○
25	元八王子小学校	式分方町761	623-0214	627-9543	9,213	体育館	743	2,843	1,378人	一時	○	△	○	○
26	元八王子東小学校	叶谷町1521	622-9271	627-9422	10,953	体育館	744	2,750	1,333人	一時	○	○	○	○
27	上壱分方小学校	上壱分方町799-2	651-1961	651-8556	8,010	体育館	699	3,183	1,543人	一時	○	△	○	○
28	城山小学校	元八王子町2-1767	664-3967	667-5402	11,700	体育館	699	2,779	1,347人	一時	○	○	○	○
29	式分方小学校	式分方町520-1	626-5811	627-9559	7,198	体育館	699	2,580	1,250人	一時	○	△	○	○
30	横川小学校	横川町305	622-8231	627-9567	9,103	体育館	699	2,930	1,420人	一時	○	△	○	○
31	恩方第一小学校	下恩方町1369	651-3219	651-8525	6,532	体育館	699	2,270	1,100人	一時	—	△	—	○
32	恩方第二小学校	上恩方町2193	651-3700	651-9653	6,954	体育館	676	1,552	752人	一時	○	△	△	○
33	元木小学校	下恩方町515-1	651-0596	651-8581	10,200	体育館	699	2,363	1,145人	一時	○	○	○	○
34	川口小学校	川口町3675	654-4337	654-3647	5,882	体育館	727	2,433	1,179人	一時	○	○	○	○
35	陶鎔小学校	犬目町56	623-3220	627-9418	7,674	体育館	741	2,311	1,120人	一時	—	—	○	○
36	上川口小学校	上川町1099	654-4403	654-4056	3,904	体育館	699	1,738	842人	一時	—	△	—	○
37	美山小学校	美山町1892	651-3054	651-9431	7,364	体育館	699	1,615	783人	一時	○	△	○	○
38	檜原小学校	檜原町1287-2	626-1204	627-9426	9,000	体育館	699	2,441	1,183人	一時	—	—	○	○
39	松枝小学校	檜原町601-13	624-3205	627-9438	10,688	体育館	699	2,392	1,159人	一時	○	○	○	○
40	加住小中学校 本校舎	加住町1-191	691-1137	691-9831	8,709	体育館	725	2,172	1,053人	一時	○	○	○	○
41	由井第一小学校	打越町348-1	642-4201	646-0347	8,413	体育館	1,024	3,329	1,614人	一時	○	○	○	○
42	由井第二小学校	片倉町2180	636-2775	637-3550	6,179	体育館	716	2,144	1,039人	一時	—	—	○	○
43	由井第三小学校	小比企町1201	635-6238	637-3536	9,199	体育館	741	2,410	1,168人	一時	○	△	○	○
44	長沼小学校	長沼町707-3	635-9580	637-3506	10,306	体育館	699	2,675	1,296人	一時	—	—	○	○
45	片倉台小学校	片倉町1318	636-3054	637-3517	8,855	体育館	700	2,689	1,303人	一時	○	△	○	○

46	高嶺小学校	北野台4-21-1	635-6366	637-3508	9,856	体育館	699	2,814	1,364人	一時	○	○	○	○
47	みなみ野小学校 (みなみ野小中学校)	みなみ野6-14-1	637-1151	637-1153	7,806	体育館	996	3,976	1,927人	一時	○	△	○	○
48	みなみ野君田小学校	みなみ野4-3-1	637-6611	637-6613	6,317	体育館	1,139	4,368	2,117人	一時	—	—	○	○
49	七国小学校	七国5-27-1	635-2100	635-2158	6,265	体育館	1,029	4,252	2,061人	一時	○	○	○	○
50	浅川小学校	初沢町1335	661-0019	667-5406	7,023	体育館	699	3,138	1,521人	一時	○	△	○	○
51	東浅川小学校	東浅川町550-22	665-1583	667-5410	9,451	体育館	699	2,775	1,345人	一時	○	○	○	○
52	由木中央小学校	下柚木25	676-8408	677-0203	8,801	体育館	1,222	3,621	1,755人	一時	○	△	○	○
53	由木東小学校	東中野1347	676-7723	677-0168	9,722	体育館	699	3,347	1,622人	一時	—	—	○	○
54	由木西小学校	上柚木538-1	676-8028	677-0210	12,000	体育館	699	1,869	906人	一時	○	○	○	○
55	鹿島小学校	鹿島13	676-5147	677-0147	9,532	体育館	699	2,240	1,086人	一時	○	○	○	○
56	松が谷小学校	松が谷12	676-3341	677-0159	11,832	体育館	699	2,457	1,191人	一時	○	○	○	○
57	中山小学校	中山1155	635-0551	637-3491	8,269	体育館	697	1,917	929人	一時	○	△	○	○
58	柏木小学校	南大沢3-3	676-8111	677-0186	8,766	体育館	700	2,729	1,323人	一時	○	○	○	○
59	南大沢小学校	南大沢4-18	676-5611	677-0196	11,712	体育館	700	2,932	1,421人	一時	—	△	—	○
60	宮上小学校	南大沢5-10	676-3911	677-0164	10,124	体育館	798	3,234	1,568人	一時	○	○	○	○
61	秋葉台小学校	別所2-5	676-6133	677-3712	10,280	体育館	791	2,886	1,399人	一時	○	○	○	○
62	別所小学校	別所2-44	677-1888	677-6605	11,645	体育館	819	3,333	1,616人	一時	○	○	○	○
63	愛宕小学校	上柚木3-20	678-2566	678-1491	7,839	体育館	818	2,506	1,215人	一時	○	○	○	○
64	松木小学校	松木57-3	678-2577	678-1482	8,043	体育館	910	2,824	1,369人	一時	○	△	○	○
65	下柚木小学校	下柚木3-9	677-2658	677-9984	8,630	体育館	825	2,399	1,163人	一時	○	○	○	○
66	上柚木小学校	上柚木3-15	677-2646	677-5691	12,000	体育館	820	3,130	1,517人	一時	○	○	○	○
67	長池小学校	別所1-55	677-5120	677-5122	12,400	体育館	873	3,219	1,560人	一時	○	○	○	○
68	鎌水小学校	鎌水2-74	675-7760	675-7717	11,156	体育館	908	3,400	1,648人	一時	○	○	○	○
69	第一中学校	石川町2957-1	642-1894	646-6215	6,825	体育館	853	3,708	1,797人	一時	○	○	○	○
70	第二中学校	中野上町4-28-1	624-2135	627-9536	8,689	体育館	1,138	3,305	1,602人	一時	—	—	○	○

71	第五中学校	明神町4-19-1	642-1633	646-6473	5,797	体育館	1,075	3,214	1,558人	一時	—	—	○	○
72	第六中学校	上野町97	622-9131	627-9541	6,847	体育館	1,132	3,487	1,690人	一時	—	○	—	○
73	第七中学校	散田町2-2-1	661-1545	667-5405	14,178	体育館	1,138	3,837	1,860人	一時	○	△	○	○
						武道場	310					○	○	
74	ひよどり山中学校	暁町3-1-1	625-6504	627-9421	9,507	体育館	746	2,777	1,346人	一時	○	○	○	○
						武道場	307					○	○	
75	甲ノ原中学校	中野町2639-2	623-4281	627-9431	11,030	体育館	747	2,658	1,288人	一時	—	△	—	○
76	石川中学校	久保山町2-55	691-6881	691-9143	8,000	体育館	731	3,513	1,703人	一時	○	○	○	○
						武道場	367					○	○	
77	横山中学校	散田町5-22-36	661-0257	667-5403	9,675	体育館	1,049	3,666	1,777人	一時	○	○	○	○
						武道場	277					○	○	
78	長房中学校	長房町1041-1	664-1480	667-5421	12,628	体育館	736	3,051	1,479人	一時	—	△	—	○
79	館小中学校 分校舎	館町2786	664-9911	667-5416	11,353	体育館	744	2,991	1,450人	一時	○	△	○	○
80	櫛田中学校	櫛田町172	665-3473	667-5417	11,331	体育館	729	3,674	1,781人	一時	○	△	○	○
81	元八王子中学校	大楽寺町415	624-3201	627-9544	4,767	体育館	1,135	3,449	1,672人	一時	○	△	○	○
82	四谷中学校	四谷町555	626-0961	627-9561	8,741	体育館	749	3,504	1,698人	一時	—	—	○	○
						武道場	307					△	○	
83	横川中学校	横川町364	624-3261	627-9425	11,658	体育館	749	2,393	1,160人	一時	○	△	○	○
84	城山中学校	川町792-2	665-7256	667-5428	9,116	体育館	729	2,903	1,407人	一時	○	△	○	○
85	恩方中学校	上恩方町11	651-3652	651-4364	6,275	体育館	840	3,080	1,493人	一時	—	△	—	○
86	川口中学校	川口町2555	654-4328	654-3643	7,940	体育館	828	3,240	1,570人	一時	○	△	○	○
						武道場	307					△	○	
87	櫛原中学校	櫛原町1235	626-1205	627-9550	9,942	体育館	800	2,735	1,326人	一時	—	—	○	○
88	加住小中学校 分校舎	宮下町108-7	691-2105	—	11,007	体育館	746	2,504	1,214人	一時	—	△	—	○
89	由井中学校	片倉町553	642-2148	646-0405	6,099	体育館	838	3,268	1,584人	一時	○	△	○	○
90	打越中学校	打越町349-1	645-3046	646-0801	11,432	体育館	729	3,610	1,750人	一時	○	△	○	○
91	みなみ野中学校 (みなみ野小中学校)	みなみ野6-14-2	636-0061	636-0063	11,956	体育館	1,058	4,117	1,996人	一時	○	○	○	○
						武道場	449					○	○	
92	七国中学校	七国6-41-1	637-0773	637-0771	10,711	体育館	1,109	4,231	2,051人	一時	○	○	○	○
						武道場	269					○	○	
93	浅川中学校	初沢町1370	661-0148	667-5408	9,450	体育館	744	2,789	1,352人	一時	○	△	○	○

94	陵南中学校	東浅川町553-9	665-4711	667-5407	11,067	体育館	1,172	3,492	1,693人	一時	○	△	○	○
95	由木中学校	下柚木2-34-2	676-8120	677-0208	8,901	体育館	729	3,307	1,603人	一時	○	△	○	○
96	松が谷中学校	松が谷23	676-3345	677-0163	13,200	体育館	749	2,948	1,429人	一時	○	○	○	○
97	中山中学校	中山1158-1	635-0521	637-3541	12,759	体育館	745	2,950	1,430人	一時	—	△	—	○
98	南大沢中学校	南大沢3-7	676-5211	677-0198	9,514	体育館	749	3,286	1,593人	一時	○	△	○	○
99	宮上中学校	南大沢5-5	676-5571	677-0205	12,591	体育館	974	3,783	1,834人	一時	○	△	○	○
100	別所中学校	別所2-28	676-6635	677-3708	15,770	体育館	974	3,101	1,503人	一時	—	—	○	○
101	上柚木中学校	上柚木3-17	678-2580	678-1492	14,173	体育館	994	3,387	1,642人	一時	○	△	○	○
102	松木中学校	別所1-34-1	678-2588	678-1490	17,181	体育館	980	3,943	1,911人	一時	○	△	○	○
						武道場	450					△	○	
103	鎌水中学校	鎌水2-67	675-7331	675-7337	7,960	体育館	929	3,693	1,790人	一時	○	○	○	○
						武道場	383					○	○	
104	高尾山学園 (小・中学部)	館町1097-30	666-9325	664-9600	9,947	体育館	699	2,436	1,181人	一時	○	△	○	○
105	いずみの森義務教育学校	子安町2-18-1	642-4206	646-0485	13,280	体育館	2,277	5,609	2,719人	一時	○	△	○	○
106	大和田市民センター	大和田町5-9-1	645-8980	649-2900	—	体育室、会議室、 和室他	1,044	1,204	583人	—	○	△	○	○
107	長房市民センター	長房町506-2	664-4774	673-7555	—	体育室、会議室、 和室他	386	426	206人	—	—	—	○	○
108	浅川市民センター	高尾町1652-1	666-4700	673-3881	—	体育室、会議室、 和室他	320	531	257人	—	—	—	○	○
109	子安市民センター	子安町2-6-1	646-1220	649-4321	—	体育室、会議室、 和室他	859	1,000	484人	—	○	○	○	○
110	由木中央市民センター	下柚木2-10-6	676-8123	682-3108	—	体育室、会議室、 和室他	954	1,198	580人	—	○	○	○	○
111	由井市民センター	片倉町702-1	635-8028	638-8308	—	体育室、会議室、 和室他	656	791	383人	—	○	△	○	○
112	元八王子市民センター	上壱分方町747-1	651-3960	659-0331	—	体育室、会議室、 和室他	854	958	464人	—	○	○	○	○
113	由木東市民センター	鹿島111-1	675-5911	682-2553	—	体育室、会議室、 和室他	887	1,080	523人	—	○	○	○	○
114	中野市民センター	中野町2726-7	627-6221	686-2810	—	体育室、会議室、 和室他	841	975	472人	—	○	○	○	○
115	石川市民センター	石川町438	642-0220	649-5611	—	体育室、会議室、 和室他	891	1,142	553人	—	○	○	○	○
116	恩方市民センター	西寺方町260-4	652-3333	659-2776	—	体育室、会議室、 和室他	880	992	480人	—	○	△	○	○
117	台町市民センター	台町3-20-1	627-3808	686-3150	—	体育室、会議室、 和室他	945	1,059	513人	—	○	○	○	○

118	南大沢市民センター	南大沢2-27 南大沢総合センター3F	679-2209	679-2209	—	体育室、会議室、 和室他	914	942	456人	—	○	○	○	○
119	川口市民センター	川口町3838 川口やまゆり館内	654-0722	654-1410	—	体育室、会議室、 和室他	937	1,047	507人	—	○	○	○	○
120	加住市民センター	加住町1-338	691-5215	696-3203	—	体育室、会議室、 和室他	878	914	443人	—	○	△	○	○
121	横山南市民センター	梶田町137-3	666-0031	673-5651	—	体育室、会議室、 和室他	860	948	459人	—	○	△	○	○
122	稲荷山行政資料保管等施設 (旧稲荷山小学校)	寺田町1455-3	—	—	7,345	体育館	700	1,803	873人	一時	○	○	○	○
123	デジタルハリウッド大学	松が谷1	—	—	10,000	体育館	700	700	339人	一時	○	○	○	○
124	富士森体育館	台町2-3-7	625-2305	627-5935	—	主競技場、第二～四競 技場、レクリエーショ ンホール、会議室3	2,535	2,990	1,449人	—	○	△	○	○
125	夕やけ小やけふれあいの里	上恩方町2030	652-3072	652-4155	2,270	夕やけホール	192	192	93人	一時	○	△	△	○
126	八王子桑志高等学校	千人町4-8-1	663-5970	663-5973	8,354	柔道場、剣道場	544	544	263人	一時	—	—	○	○
127	八王子拓真高等学校	台町3-25-1	622-7563	622-7564	15,155	格技室	585	585	283人	一時	○	○	○	○
128	南多摩中等教育学校	明神町4-20-1	642-2431	642-2195	7,357	体育館	1,344	1,344	651人	一時	○	△	○	○
129	富士森高等学校	長房町420-2	661-0444	662-9830	21,282	柔道場、剣道場、 トレーニングルーム	1,131	1,131	548人	一時	—	—	○	○
130	片倉高等学校	片倉町1643	635-3621	635-0682	9,620	体育館 (3F及び1F)	1,740	1,740	843人	一時	○	△	○	○
131	八王子東高等学校	高倉町68-1	644-6996	642-2641	7,108	体育館 (3F及び1F)	1,567	1,567	759人	一時	○	○	○	○
132	八王子北高等学校	槽原町601	626-3787	627-0174	14,077	剣道場、柔道場	520	520	252人	一時	○	△	○	○
133	翔陽高等学校	館町1097-136	663-3318	663-3362	21,927	体育館(アリーナ、 トレーニング室)	1,392	1,392	674人	一時	—	△	—	○
134	松が谷高等学校	松が谷1772	676-1231	675-1237	14,072	体育館 (3F及び1F)	1,720	1,720	833人	一時	○	△	○	○
135	わくわくビレッジ	川町55	—	—	14,501	—	—	—	—	一時	—	—	—	—
136	浅川河川敷	(長沼橋付近～市立上 壱分方小学校付近)	—	—	1,129,000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
137	富士森公園	台町2-2	—	—	106,914	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
138	陵南公園	長房町、東浅川町	—	—	59,533	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
139	小宮公園	大谷町、暁町二丁目	—	—	251,719	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
140	清水公園	犬目町143-2	—	—	29,926	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
141	工学院大学	中野町2665-1	—	—	20,000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—

142	東京都立大学	南大沢1-1	—	—	430,000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
143	中央大学	東中野742-1	—	—	488,096	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
144	東京工科大学	片倉町1404-1	—	—	348,972	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
145	東京薬科大学	堀之内1432-1	—	—	9,076	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
146	創価大学	丹木町1-236	—	—	192,000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
147	拓殖大学	館町815-1	—	—	44,000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
148	明星大学	日野市程久保2-1-1	—	—	9,200	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
149	共立女子学園	元八王子町1-710	—	—	21,000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
計					4,244,557㎡		117,282㎡	344,745㎡	167,087人	132施設	105施設			134施設

※1 屋内の最大収容面積は学校の校舎等も含めた面積であるが、原則、事務室・校長室・応接室、職員室・保健室・準備室・作業室・倉庫等は除く

※2 収容人数は面積×2人÷3.3㎡×0.8（通路等の係数）により算出

【記号の見方】

1 指定緊急避難場所

(1) 地震

「 一時 」・・・指定緊急避難場所（一時避難場所）

「 広域 」・・・指定緊急避難場所（広域避難場所）

「 — 」・・・指定緊急避難場所ではない

(2) 風水害

「 ○ 」・・・指定緊急避難場所

「 — 」・・・指定緊急避難場所ではない

ア 洪水・内水

「 ○ 」・・・体育館等が浸水想定（予想）区域に指定されていない

「 △ 」・・・体育館等が浅い浸水想定（予想）区域（0.1m～0.5m※）に指定されている ※一部例外あり

「 — 」・・・体育館等が深い浸水想定（予想）区域（0.5m以上）に指定されているため、指定緊急避難場所として適当ではない

イ 土砂

「 ○ 」・・・体育館等が土砂災害警戒区域に指定されていない

「 △ 」・・・体育館等の一部が土砂災害警戒区域に指定されている

「 — 」・・・体育館等が土砂災害警戒区域にあるため、指定緊急避難場所として適当ではない

2 指定避難所

「 ○ 」・・・指定避難所

「 — 」・・・指定避難所ではない

※指定避難所には、指定緊急避難場所のように災害ごとの種別はないが、地震と風水害の複合災害等が発生する可能性もあるため、避難所を開設する際には指定緊急避難場所の災害種別にも十分に留意すること

6.14 防災倉庫及び備蓄品一覧

◆防災倉庫一覧

					(令和7年3月1日現在)	
No.	施設名	所在地	開設年度	種別	床面積 (㎡)	階
1	天神町防災倉庫	天神町23-2	54	独立	64	
2	長房町防災倉庫	長房町506-23	55	独立	32	
3	高倉町防災倉庫	高倉町20	56	独立	64	
4	川口町防災倉庫	川口町911	57	独立	64	
5	館町防災倉庫	館町142-2	58	独立	100	
6	宮下町防災倉庫	宮下町1-1	59	独立	100	
7	中野山王防災倉庫	中野山王2-28-23	60	独立	100	
8	下柚木防災倉庫	下柚木599	62	独立	120	
9	打越町防災倉庫	打越町220-1	H6	独立	70	
10	中野上町防災倉庫	中野上町4丁目47	H27	独立	120	
11	北野多目的広場防災倉庫	北野町595-4	H27	独立	98	
12	恩方事務所内防災倉庫	下恩方3395	H28	事務所内	-	1F
13	片倉つどいの森防災倉庫	片倉町3506	H21	独立	129.6	
14	富士森公園防災倉庫	台町2-2	R3	独立	151.2	
15	第一小学校	元横山町2-14-3	H6	校内	56	機械室
16	第二小学校	八木町7-1	H9	校内	56	2F
17	第三小学校	寺町29-15	H11	外倉庫	36	体育倉庫併設
18	第四小学校	明神町2-15-1	H8	外倉庫・プレハブ	25	独立型・独立型（物置）
19	第五小学校	千人町3-7-7	H12	校内	56	1F
20	いずみの森義務教育学校	子安町2-18-1	R2	校内	56	体育館内倉庫・体育倉庫併設
21	第七小学校	台町4-2-1	H18	外倉庫	52	体育倉庫併設
22	第八小学校	石川町2065	H9	プレハブ	56	2F
23	第九小学校	中野上町2-14-1	H1	校内	55	1F
24	第十小学校	大和田町7-5-1	63	プレハブ	29	独立型（物置）
25	中野北小学校	中野山王3-1-1	H15	外倉庫	63	プール男女更衣室・プール男子便所
26	清水小学校	中野山王3-25-1	H5	校内	63	4F・※1F倉庫
27	大和田小学校	大和田町4-19-1	H4	校内	63	4F・※校舎北側機械室
28	小宮小学校	小宮町1128-3	H19	プレハブ	18	独立型
29	高倉小学校	高倉町67-2	H10	校内	64	3F
30	宇津木台小学校	久保山町2-18	H21	プレハブ	18	独立型
31	横山第一小学校	館町74	H9	プレハブ	18	独立型
32	横山第二小学校	並木町26-1	H10	校内	56	2F
33	散田小学校	散田町5-23-1	H3	校内	56	2F
34	長房小学校	長房町340-4	63	校内	56	3F
35	船田小学校	長房町1041-2	H2	校内	56	3F・※プール女子更衣室
36	館小中学校 本校舎	館町1097-15	H11	校内	63	1F（西側階段下）
37	山田小学校	山田町1553	H8	校内	56	4F
38	櫛田小学校	櫛田町571-2	H18	プレハブ	18	独立型
39	緑が丘小学校	寺田町405-5	H12	校内	63	1F
40	稲荷山行政資料保管等施設	寺田町1455-3	H7	校内	56	4F
41	元八王子小学校	式分方町761	63	校内	56	2F
42	元八王子東小学校	叶谷町1521	H5	校内	56	4F
43	上壱分方小学校	上壱分方町799-2	H10	校内	63	2F
44	城山小学校	元八王子町2-1767	H9	外倉庫	16	独立型
45	式分方小学校	式分方町520-1	H11	校内	64	2F
46	横川小学校	横川町305	H12	校内	64	4F・※体育館更衣室

47	恩方第一小学校	下恩方町1369	H17	プレハブ	17	独立型（物置）
48	恩方第二小学校	上恩方町2193	H17	校内	23	体育館舞台下・更衣室
49	元木小学校	下恩方町515-1	H9	校内	32	3F・1F（西側階段下）
50	川口小学校	川口町3675	H10	校内	56	2F
51	陶鎔小学校	犬目町56	H16	校内	28	1F
52	上川口小学校	上川町1099	H18	校内	32	3F
53	美山小学校	美山町1892	H18	プレハブ	18	独立型
54	櫛原小学校	櫛原町1287-2	H2	校内	63	4F
55	松枝小学校	櫛原町601-13	H24	プレハブ	18	独立型
56	加住小中学校 本校舎	加住町1-191	H12	校内	14	1F（機械室）
57	由井第一小学校	打越町348-1	H4	校内	72	1F
58	由井第二小学校	片倉町2180	H17	校内	32	3F・※プール更衣室
59	由井第三小学校	小比企町1201	H17	校内	32	1F
60	長沼小学校	長沼町707-3	H2	校内	56	3F・※外倉庫
61	片倉台小学校	片倉町1318	H5	校内	63	2F
62	高嶺小学校	北野台4-21-1	H1	校内	63	1F
63	みなみ野小・中学校	みなみ野6-14-2	H18	プレハブ	18	独立型
64	七国小・中学校	七国6-41-1	H18	プレハブ・校内	18	独立型・体育館
65	みなみ野君田小学校	みなみ野4-3-1	H19	外倉庫	32	体育倉庫併設
66	浅川小学校	初沢町1335	H1	校内	57	2F
67	東浅川小学校	東浅川町550-22	H18	プレハブ	18	独立型
68	由木中央小学校	下柚木25	H8	プレハブ	64	2F
69	由木東小学校	東中野1347	H19	プレハブ	18	独立型・独立型（物置）
70	由木西小学校	上柚木538-1	H18	校内	13	1F
71	鹿島小学校	鹿島13	H4	校内	63	2F
72	松が谷小学校	松が谷12	H8	校内	64	4F
73	中山小学校	中山1155	R5	外倉庫	81.85	独立型
74	柏木小学校	南大沢3-3	H17	校内	32	2F
75	宮上小学校	南大沢5-10	H12	校内	64	1F
76	南大沢小学校	南大沢4-18	H10	校内	64	3F
77	秋葉台小学校	別所2-5	H16	校内	23	体育館更衣室
78	別所小学校	別所2-44	H16	校内	64	4F
79	愛宕小学校	上柚木3-20	H18	プレハブ	18	独立型
80	松木小学校	松木57-3	H19	プレハブ	18	独立型
81	下柚木小学校	下柚木3-9	H19	プレハブ	18	独立型
82	上柚木小学校	上柚木3-15	H16	校内	28	4F
83	長池小学校	別所1-55	H19	プレハブ	18	独立型
84	鑓水小学校	鑓水2-74	H19	プレハブ	18	独立型・※校舎裏外倉庫
85	高尾山学園（旧殿入）	館町1097-30	H3	校内	63	プール男女更衣室・プール男子便所
86	第一中学校	石川町2957-1	H14	校内	64	1F
87	第二中学校	中野上町4-28-1	H13	校内	63	体育館併設・3F
88	第五中学校	明神町4-19-1	H17	外倉庫	32	体育倉庫併設
89	第六中学校	上野町97	H20	プレハブ	18	独立型
90	第七中学校	散田町2-2-1	H19	外倉庫	18	体育館併設
91	ひよどり山中学校	暁町3-1-1	H18	プレハブ	18	独立型
92	甲ノ原中学校	中野町2639-2	H15	校内	36	1F（実質B1F）
93	石川中学校	久保山町2-55	H18	校内	20	1F
94	横山中学校	散田町5-22-36	H21	外倉庫	23.92	体育倉庫併設
95	長房中学校	長房町1041-1	H14	校内	63	2F・※体育館隣外倉庫
96	館小中学校 分校舎	館町2786	H16	校内	63	1F
97	櫛田中学校	櫛田町172	H15	校内	32	4F
98	元八王子中学校	大楽寺町415	H13	校内	63	1F
99	四谷中学校	四谷町555	H14	校内	63	1F

100	横川中学校	横川町364	H18	校内	14	4F
101	城山中学校	川町792-2	H15	校内	32	1F
102	恩方中学校	上恩方町11	H17	校内+プ°レハブ°	11	第2校舎×2・独立型（物置）
103	川口中学校	川口町2555	H13	校内	63	1F
104	檜原中学校	檜原町1235	H17	プ°レハブ°	18	独立型
105	加住小中学校 分校舎	宮下町108-7	H17	プレハブ・校内	32	独立型・3F
106	由井中学校	片倉町553	H14	プ°レハブ°	18	独立型
107	打越中学校	打越町349-1	H15	校内	32	1F
108	浅川中学校	初沢町1370	H17	校内	32	1F・※別棟倉庫
109	陵南中学校	東浅川町553-9	H18	プ°レハブ°	18	独立型
110	由木中学校	下柚木2-34-2	H17	校内	32	2F
111	松が谷中学校	松が谷23	H13	校内	64	4F
112	中山中学校	中山1158	H13	校内	63	1F
113	南大沢中学校	南大沢3-7	H14	校内	63	4F
114	宮上中学校	南大沢5-5	H16	校内	28	3F
115	別所中学校	別所2-28	H19	プ°レハブ°	18	独立型
116	上柚木中学校	上柚木3-17	H18	校内	64	3F・※1F西側階段下
117	松木中学校	別所1-34-1	H19	プ°レハブ°	18	独立型
118	鑑水中学校	鑑水2-67	H16	校内	33	1F
119	台町市民センター	台町3-20-1	H8	センター	22	1F
120	中野市民センター	中野町2726-7	H13	センター	38	1F
121	浅川市民センター	高尾町1652-1	H14	センター	16	1F
122	南大沢市民センター	南大沢2-27	H8	センター	22	3F
123	由木東市民センター	鹿島111-1	H1	センター	40	1F
124	横山南市民センター	櫛田町137-3	H15	センター	15	1F
125	元八王子市民センター	上壺分方町747-1	63	センター	42	1F
126	恩方市民センター	西寺方町260-4	H7	センター	22	1F
127	川口市民センター	川口町3838	H9	センター	19	1F
128	加住市民センター	加住町1-338	H14	センター	20	1F
129	石川市民センター	石川町438	H5	センター	37	1F
130	由井市民センター	片倉町702-1	H23	センター	8.1	1F
131	由木中央市民センター	下柚木2-10-6	H24	センター	9.2	由木事務所1F
132	大和田市民センター	大和田町5-9-1	H24	センター	13.5	1F
133	長房市民センター	長房町506-23	H24	独立	32	長房町防災倉庫併設
134	子安市民センター	子安町2-6-1	H24	プレハブ	18	独立型
135	富士森体育館	台町2-3-7	H27	施設内	40	B1F
136	デジタルハリウッド大学	松が谷1	H24	校内	30	1F
137	タやけ小やけふれあいの里	上恩方町2030	H27	施設内	9.8	1F×2
138	道の駅「八王子滝山」	滝山町1-592-2	H19	外倉庫	18	独立型
139	八王子城跡ガイダンス施設	元八王子町3-2664-2	H26	プレハブ	15	独立型（物置）
140	総合体育館	狭間町1453-1	H26	施設内	100	1F
141	八王子駅北口地下駐車場	旭町1	H26	施設内	50	B1F
142	サザンスカイタワー	子安町4-7-1	H27	施設内	30	B1F
143	高尾599ミュージアム	高尾町2435番3	H27	施設内	14.4	1F
144	東浅川保健福祉センター	東浅川町551-1	H27	施設内	40	4F
145	南大沢文化会館	南大沢2-27	H29	施設内	13	B1
※仮設トイレの保管場所						

◆防災備蓄品の状況

令和6年5月末現在

品名		数量	品名		数量
乾パン	60食/箱	313,920食	災害用コンロセット	本体	708台
アルファ米(白飯)	50食/箱	202,700食		勳薪(3kg)	325箱
クラッカー	70食/箱	95,340食		やかん(4L)	258個
ミネラルウォーター	12ℓ/箱	143,498ℓ	卓上コンロ		1,032台
毛布	10枚/箱	89,795枚	軍手		10,788双
アルミブランケット (一時滞在施設用)	200or300枚/箱	36,692枚	のこぎり		730本
アルミブランケット (避難所用)	120枚/箱	93,000枚	金てこ		675本
ゴザ または フロアーマット	35枚/箱	9,369枚	スコップ(剣)		1,783丁
	50枚/箱	111,393枚	または スコップ(角)		408丁
簡易間仕切り (ファミリールーム)		681個	発電機		238台
簡易更衣室 (プライベートルーム)		653個	ロープ50ℓ		710巻
簡易型避難用テント		2,040張	ろ水機		126基
筆談用ホワイトボード		143枚	ポリタンク		9,779個
タオル		118,370枚	非常用飲料水袋(6ℓ)		35,490枚
石けん		49,992個	または 飲料水袋ポリ容器(5ℓ)		240枚
ガソリン携行缶		175個	ストーブ		692台
三角巾		31,150枚	仮設トイレ(一般)		410基
キャリーフ		1,715個	または 仮設トイレ(車椅子対応)		171基
ゼッケン		2,500枚	トイレ処理袋(200袋/箱)		3,139箱
トイレトーパーパー (※50m1巻で換算)		35,222巻	ランタン		2,813個
下着セット		7,079個	テント		24張
生理用品	新 30/袋	219箱	害虫対策用ネット (4巻/箱)		135箱
台車		137台	災害用ウェットタオル (200個/箱)		397箱
エアーマット	20枚/箱	3,020枚	逸走犬用ケージ		410セット
避難所用扇風機セット		242セット	災害対策用シリコンコップ (12個/箱)		685箱
ガソリン缶	4ℓ/箱	168箱	エンジンオイル	1ℓ/缶	180缶
灯油缶	4ℓ/箱	101箱	トランジスタメガホン		150個
液体ハミガキ		47個	マスク(100枚/箱)		43箱

品名			数量	品名		数量
応急給水・消火セット (消火栓、青袋)			138 セット	ソーラーパネル付蓄電池セット		136 セット
応急給水セット (給水栓、黄袋)			134 セット	風水害対策用ミネラル ウォーター	12 ㍺/箱	2,760 ㍺
風水害対策用アルファ米 (五目、わかめ)	各 50 食/箱	2,790 食	風水害対応用 缶詰入りパン	24 食/箱	1,032 食	
風水害対応用クラッカー	各 70 食/箱	3,010 食	避難所初動対応セット		137 セット	
備	フェイスシールド	2 箱/100 人分	300 箱	風水害時初動対応セット		43 セット
	ハンドジェル	1 個/400ml	197 個	簡易ベッド		408 個
	ビニール手袋	1 箱/100 枚	154 箱	車椅子		141 台
	非接触式電子温度計		490 個	車椅子用スロープ		53 台
	防護衣 (レインコート)		1,094 枚	歯ブラシ	1 箱/150 本 (子ども用 15 本、 大人用 135 本)	20,250 本
	アルコール消毒液	1 個/1L	245 個	備蓄用電池	1 箱/5 パック 1 パック/6 本	2,580 本

6.15 連絡先一覧

〔八王子市 大代表：042-626-3111〕

◆災害対策本部

部 名	災害対策担当課	内線電話	直通電話	F A X	所 在 地
生活安全部	防災課	2263～5	042-620-7207	042-626-1271	〒192-8501 元本郷町3-24-1

◆各災対部（庶務担当）

（令和8年（2026年）7月1日現在）

室・部・課 事務局名	部庶務担当課	内線電話	直通電話	F A X	所 在 地
総合政策部	政策推進課	5333～5・5340・5207～10	042-620-7200	042-627-5939	〒192-8501 元本郷町3-24-1
市民活動推進部	協働推進課	2973	042-620-7401	042-626-0253	
総務部	総務課	2203～5	042-620-7201	042-621-1298	
財務部	税制課	2513～4・2522・2549	042-620-7396	042-627-5918	
生活安全部	暮らしの安全課	2623～5	042-620-7395	042-620-7322	
市民部	市民課	2593～4	042-620-7231	042-626-2381	
福祉部	共生社会推進課	2803～5・2817	042-620-7240	042-628-2477	
健康医療部	健康医療政策課	3013～4	042-620-7292	042-621-0279	
子ども家庭部	子どものしあわせ課	2834、2874～5	042-620-7391	042-627-7776	
経済産業部	産業振興課	2960・2968	042-620-7252	042-627-5951	
環境部	環境政策課	3203～4・3223・3633	042-620-7384	042-626-4416	
都市計画部	都市総務課	3303～5	042-620-7258	042-627-5915	
まちなみ整備部	住宅支援課	3406～7	042-620-7260	042-626-3616	
建設部	道路計画課	3500・3503	042-620-7272	042-627-5925	
会計課	会計課	3903	042-620-7308	042-626-3231	
選挙管理委員会事務局	選挙課	4003～8	042-620-7319	042-626-3275	
監査事務局		4023～4	042-620-7320		
議会事務局	庶務調査課	4513～5	042-620-7311	042-626-2458	
学校教育部	教育総務課	4103～4	042-620-7323	042-627-8811	
生涯学習スポーツ部	スポーツ振興課	4303～4	042-620-7457	042-626-8554	

◆事務所

名 称	電 話	FAX	所 在 地	
八王子駅南口 総合事務所	042-620-1150	042-620-1151	〒192-0904	子安町4-7-1 サザンスカイタワー八王子4階
浅川事務所	042-661-1231	042-662-2933	〒193-0844	高尾町1652-1
館事務所	042-665-4511	042-662-2977	〒193-0944	館町156
由木事務所	042-676-8911	042-674-8688	〒192-0372	下柚木2-10-6
由木東事務所	042-675-5711	042-674-8115	〒192-0353	鹿島111-1
南大沢事務所	042-679-2207	042-679-2216	〒192-0364	南大沢2-27フレスコ南大沢1階
元八王子事務所	042-624-3278	042-627-5878	〒193-0816	大楽寺町419-1
恩方事務所	042-651-3200	042-652-0966	〒192-0154	下恩方町3395
川口事務所	042-654-4011	042-654-7229	〒193-0801	川口町908-1
加住事務所	042-691-2373	042-691-7677	〒192-0004	加住町1-170-2
北野事務所	042-645-8711	042-645-3213	〒192-0906	北野町549-5
由井事務所	042-635-3208	042-635-6909	〒192-0914	片倉町119-4
石川事務所	042-645-8721	042-642-2668	〒192-0032	石川町481

6.16 デジタル式地域防災無線局一覧

<電話のかけかた>

- 無線局から他の無線局にかける場合は、呼出番号（３ケタ※）を入力。
※「タやけ小やけふれあいの里」局にかける場合は、呼出番号「０１０＊４２４」（７ケタ）を入力。
- 無線局から市役所内線にかける場合は、＊に続いて内線番号を入力。
- 市役所内線から無線局にかける場合は、８０に続いて呼出番号（３ケタ※）を入力。
※「タやけ小やけふれあいの里」局にかける場合は、呼出番号「０１０４２４」（６ケタ）を入力。
- 携帯局から写真を統制局（市役所）に送る場合は、呼出番号００１を入力。

呼出番号	設置場所名	住所
統制局設備		
100	生活安全部 防災課 無線室	元本郷町 ３－２４－１
101	生活安全部 防災課 災害対策本部スペース	元本郷町 ３－２４－１
庁舎内遠隔制御装置		
200	生活安全部 防災課	元本郷町 ３－２４－１
201	生活安全部 防災課 災害対策本部スペース	元本郷町 ３－２４－１
202	健康医療部 健康医療政策課	元本郷町 ３－２４－１
211	市民部 市民総務課	元本郷町 ３－２４－１
212	福祉部 共生社会推進課	元本郷町 ３－２４－１
214	財政部 資産税課	元本郷町 ３－２４－１
215	総合政策部 政策推進課	元本郷町 ３－２４－１
216	議会事務局 庶務調査課	元本郷町 ３－２４－１
217	総合政策部 外務渉外課（広報担当）	元本郷町 ３－２４－１
218	まちなみ整備部 住宅支援課	元本郷町 ３－２４－１
219	建設部 道路計画課	元本郷町 ３－２４－１
220	学校教育部 地域教育推進課	元本郷町 ３－２４－１
221	総合政策部 政策推進課 統計調査担当	元本郷町 ３－２４－１
222	守衛室	元本郷町 ３－２４－１
半固定局 事務所		
301	浅川事務所	高尾町 １６５２－１
302	デジタルフロントスポット長房	長房町 ４５０
303	館事務所	館町 １５６
304	由木事務所	下柚木 ２－１０－６
305	由木東事務所	鹿島 １１１－１
306	南大沢事務所	南大沢 ２－２７ フレスコ南大沢 １階
307	元八王子事務所	大楽寺町 ４１９－１
308	恩方事務所	下恩方町 ３３９５
309	川口事務所	川口町 ９０８－１
310	加住事務所	加住町 １－１７０－２
311	北野事務所	北野町 ５４９－５
312	由井事務所	片倉町 １１９－４
313	石川事務所	石川町 ４８１
314	八王子駅南口総合事務所	子安町 ４－７－１ サザンスカイトワー八王子 ４階
315	八王子駅南口総合事務所 ２	子安町 ４－７－１ サザンスカイトワー八王子 ４階
半固定局 市民センター等		
603	協働推進課	元本郷町 ３－２４－１
321	大和田市民センター	大和田町 ５－９－１
322	長房市民センター	長房町 ５０６－２
323	子安市民センター	子安町 ２－６－１

324	由井市民センター	片倉町 7 0 2 - 1
325	北野市民センター	北野町 5 4 5 - 3 きたのタウンビル 7・8 階
326	元八王子市民センター	上巻分方町 7 4 7 - 1
327	中野市民センター	中野町 2 7 2 6 - 7
328	石川市民センター	石川町 4 3 8
329	恩方市民センター	西寺方町 2 6 0 - 4
330	台町市民センター	台町 3 - 2 0 - 1
331	南大沢市民センター	南大沢 2 - 2 7 フレスコ南大沢 3 階
332	川口市民センター	川口町 3 8 3 8
333	加住市民センター	加住町 1 - 3 3 8
334	横山南市民センター	梶田町 1 3 7 - 3
半固定局 市出先機関		
402	消費生活センター	東町 5 - 6 クリエイトホール地下 1 階
403	斎場霊園事務所	山田町 1 6 8 1 - 2
404	八王子市保健所	明神町 3 - 1 9 - 2
156	大横保健福祉センター	大横町 1 1 - 3 5
405	東浅川保健福祉センター	東浅川町 5 5 1 - 1
406	戸吹清掃事業所	戸吹町 1 9 1 6
407	館清掃事業所	館町 2 7 0 0
408	南大沢清掃事業所	南大沢 3 - 2 0
415	戸吹清掃工場	戸吹町 1 9 1 6
416	戸吹不燃物処理センター	戸吹町 1 9 1 6
418	北野衛生処理センター（水再生施設課）	北野町 5 9 6 - 3
419	北野ポンプ場	北野町 5 9 6 - 3
410	補修センター	中野上町 4 - 1 0 - 1 5
411	富士森体育館	台町 2 - 3 - 7
412	甲の原体育館	中野町 2 7 2 6 - 8
413	こども科学館（コニカミノルタサイエンスドーム）	大横町 9 - 1 3
420	教育センター	散田町 2 - 3 7 - 1
421	中央図書館	千人町 3 - 3 - 6
422	生涯学習センター（学習支援課）	東町 5 - 6 クリエイトホール 4 ～ 1 1 階
423	学園都市文化ふれあい財団（コミュニティ振興課）	本町 2 - 5 ベルハンドビル 3 階
150	八王子国際協会	旭町 9 - 1 八王子スクエアビル 1 1 階
※前頁のとおり	夕やけ小やけふれあいの里	上恩方町 2 0 3 0
425	道の駅八王子滝山	滝山町 1 - 5 9 2 - 2
426	八王子駅北口地下駐車場管理センター	旭町 1 - B 1
427	総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）	狭間町 1 4 5 3 - 1
428	檜原斎場	檜原町 1 5 7 8 - 5
429	高尾 5 9 9 ミュージアム	高尾町 2 4 3 5 - 3
430	八王子城跡ガイダンス施設	元八王子町 3 - 2 6 6 4 - 2
431	あったかホール	北野町 5 9 6 - 3
半固定局 小学校等		
501	第一小学校	元横山町 2 - 1 4 - 3
502	第二小学校	八木町 7 - 1
503	第三小学校	寺町 2 9 - 1 5
504	第四小学校	明神町 2 - 1 5 - 1
505	第五小学校	千人町 3 - 7 - 7
506	いずみの森義務教育学校	子安町 2 - 1 8 - 1
507	第七小学校	台町 4 - 2 - 1

508	第八小学校	石川町 2 0 6 5
509	第九小学校	中野上町 2 - 1 4 - 1
510	第十小学校	大和田町 7 - 5 - 1
511	中野北小学校	中野山王 3 - 1 - 1
512	清水小学校	中野山王 3 - 2 5 - 1
513	大和田小学校	大和田町 4 - 1 9 - 1
514	小宮小学校	小宮町 1 1 2 8 - 3
515	高倉小学校	高倉町 6 7 - 2
516	宇津木台小学校	久保山町 2 - 1 8
517	横山第一小学校	館町 7 4
518	横山第二小学校	並木町 2 6 - 1
519	散田小学校	散田町 5 - 2 3 - 1
520	長房小学校	長房町 3 4 0 - 4
521	船田小学校	長房町 1 0 4 1 - 2
522	館小中学校 本校舎	館町 1 0 9 7 - 1 5
523	山田小学校	山田町 1 5 5 3
524	櫛田小学校	櫛田町 5 7 1 - 2
525	緑が丘小学校	寺田町 4 0 5 - 5
526	元八王子小学校	式分方町 7 6 1
527	元八王子東小学校	叶谷町 1 5 2 1
528	上壱分方小学校	上壱分方町 7 9 9 - 2
529	城山小学校	元八王子町 2 - 1 7 6 7
530	式分方小学校	式分方町 5 2 0 - 1
531	横川小学校	横川町 3 0 5
532	恩方第一小学校	下恩方町 1 3 6 9
533	恩方第二小学校	上恩方町 2 1 9 3
534	元木小学校	下恩方町 5 1 5 - 1
535	川口小学校	川口町 3 6 7 5
536	陶鎔小学校	犬目町 5 6
537	上川口小学校	上川町 1 0 9 9
538	美山小学校	美山町 1 8 9 2
539	檜原小学校	檜原町 1 2 8 7 - 2
540	松枝小学校	檜原町 6 0 1 - 1 3
541	加住小中学校 本校舎	加住町 1 - 1 9 1
542	由井第一小学校	打越町 3 4 8 - 1
543	由井第二小学校	片倉町 2 1 8 0
544	由井第三小学校	小比企町 1 2 0 1
545	長沼小学校	長沼町 7 0 7 - 3
546	片倉台小学校	片倉町 1 3 1 8
547	高嶺小学校	北野台 4 - 2 1 - 1
548	みなみ野小中学校	みなみ野 6 - 1 4 - 1
549	七国小学校	七国 5 - 2 7 - 1
550	みなみ野君田小学校	みなみ野 4 - 3 - 1
551	浅川小学校	初沢町 1 3 3 5
552	東浅川小学校	東浅川町 5 5 0 - 2 2
553	由木中央小学校	下柚木 2 5
554	由木東小学校	東中野 1 3 4 7
555	由木西小学校	上柚木 5 3 8 - 1
556	鹿島小学校	鹿島 1 3

557	松が谷小学校	松が谷 1 2
558	中山小学校	中山 1 1 5 5
559	柏木小学校	南大沢 3 - 3
560	南大沢小学校	南大沢 4 - 1 8
561	宮上小学校	南大沢 5 - 1 0
562	秋葉台小学校	別所 2 - 5
563	別所小学校	別所 2 - 4 4
564	愛宕小学校	上柚木 3 - 2 0
565	松木小学校	松木 5 7 - 3
566	下柚木小学校	下柚木 3 - 9
567	上柚木小学校	上柚木 3 - 1 5
568	鏈水小学校	鏈水 2 - 7 4
569	長池小学校	別所 1 - 5 5
570	高尾山学園	館町 1 0 9 7 - 3 0
571	稲荷山行政資料保管等施設（旧稲荷山小学校）	寺田町 1 4 5 5 - 3
572	デジタルハリウッド大学（旧三本松小学校）	松が谷 1
半固定局 中学校		
601	第一中学校	石川町 2 9 5 7 - 1
602	第二中学校	中野上町 4 - 2 8 - 1
605	第五中学校	明神町 4 - 1 9 - 1
606	第六中学校	上野町 9 7
607	第七中学校	散田町 2 - 2 - 1
608	ひよどり山中学校	暁町 3 - 1 - 1
609	甲ノ原中学校	中野町 2 6 3 9 - 2
610	石川中学校	久保山町 2 - 5 5
611	横山中学校	散田町 5 - 2 2 - 3 6
612	長房中学校	長房町 1 0 4 1 - 1
613	館小中学校 分校舎	館町 2 7 8 6
614	櫛田中学校	櫛田町 1 7 2
615	元八王子中学校	大楽寺町 4 1 5
616	四谷中学校	四谷町 5 5 5
617	横川中学校	横川町 3 6 4
618	城山中学校	川町 7 9 2 - 2
619	恩方中学校	上恩方町 1 1
620	川口中学校	川口町 2 5 5 5
621	櫛原中学校	櫛原町 1 2 3 5
622	加住小中学校 分校舎	宮下町 1 0 8 - 7
623	由井中学校	片倉町 5 5 3
624	打越中学校	打越町 3 4 9 - 1
625	七国中学校	七国 6 - 4 1 - 1
626	浅川中学校	初沢町 1 3 7 0
627	陵南中学校	東浅川町 5 5 3 - 9
628	由木中学校	下柚木 2 - 3 4 - 2
629	松が谷中学校	松が谷 2 3
630	中山中学校	中山 1 1 5 8 - 1
631	南大沢中学校	南大沢 3 - 7
632	宮上中学校	南大沢 5 - 5
633	別所中学校	別所 2 - 2 8
634	上柚木中学校	上柚木 3 - 1 7

635	松木中学校	別所 1 - 3 4 - 1
636	鏈水中学校	鏈水 2 - 6 7
半固定局 都立高等学校等		
701	都立八王子桑志高等学校	千人町 4 - 8 - 1
702	都立八王子拓真高等学校	台町 3 - 2 5 - 1
703	都立南多摩中等教育学校	明神町 4 - 2 0 - 1
704	都立富士森高等学校	長房町 4 2 0 - 2
705	都立片倉高等学校	片倉町 1 6 4 3
706	都立八王子東高等学校	高倉町 6 8 - 1
707	都立八王子北高等学校	檜原町 6 0 1
708	都立松が谷高等学校	松が谷 1 7 7 2
709	都立翔陽高等学校	館町 1 0 9 7 - 1 3 6
半固定局 防災関連機関		
110	八王子警察署	元本郷町 3 - 1 9 - 1
111	高尾警察署	東浅川町 2 3 - 3 4
112	南大沢警察署	南大沢 1 - 8 - 3
113	警視庁第九方面本部	大横町 1 4 - 2 0
119	東京消防庁第九消防方面本部	石川町 2 0 9 9 - 2
120	八王子消防署	上野町 3 3
131	国土交通省 相武国道事務所	大和田町 4 - 3 - 1 3
132	東京都 南多摩西部建設事務所	明神町 3 - 1 9 - 2
133	東京電力パワーグリッド（株）多摩総支社	子安町 1 - 1 6 - 2 5
134	東京ガス（株）東京西支店	立川市曙町 3 - 6 - 1 3
135	中日本高速道路（株）八王子保全・サービスセンター	宇津木町 2 8 7 - 1
136	東日本旅客鉄道（株） 八王子駅	旭町 1 - 1
137	京王電鉄（株） 京王八王子駅	明神町 3 - 2 7 - 1
138	京王電鉄バス（株） 八王子営業所	長沼町 1 3 0 4 - 3
139	西東京バス（株）	明神町 3 - 1 - 7
140	東京都トラック協会 多摩支部	台町 3 - 2 7 - 1 9
141	八王子市医師会	本町 1 3 - 2
142	日本郵便（株） 八王子郵便局	大和田町 7 - 2 1 - 1
143	（株）NTT東日本ー南関東 東京事業部	立川市錦町 4 - 1 2 - 6 NTT東日本錦町別館ビル
145	八王子市農業協同組合本店	梶田町 5 8 5 - 8
146	八王子商工会議所	大横町 1 1 - 1
147	八王子市建設業協会	明神町 1 - 1 0 - 1 4
148	八王子交通安全協会	元本郷町 3 - 1 8 - 1
151	東京医科大学八王子医療センター	館町 1 1 6 3
152	東海大学医学部付属八王子病院	石川町 1 8 3 8
153	仁和会総合病院	明神町 4 - 8 - 1
154	陵北病院	西寺方町 3 1 5
155	八王子山王病院	中野山王 2 - 1 5 - 1 6
157	南多摩病院	散田町 3 - 1 0 - 1
158	清智会記念病院	子安町 3 - 2 4 - 1 5
159	高月整形外科病院	高月町 3 6 0
160	救急救命東京研修所	南大沢 4 - 5
161	野猿峠脳神経外科病院	下柚木 1 9 7 4 - 1
162	北原国際病院	大和田町 1 - 7 - 2 3
163	東京天使病院	上壱分方町 5 0 - 1
164	右田病院	暁町 1 - 4 8 - 1 8

165	みなみ野循環器病院	兵衛 1 - 2 5 - 1
166	永生病院	梶田町 5 8 3 - 1 5
170	東京都水道局多摩水道改革推進本部八王子給水事務所	元本郷町 4 - 1 9 - 1
710	高尾の森わくわくビレッジ	川町 5 5
携帯局		
801	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
802	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
803	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
804	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
805	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
806	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
807	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
808	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
809	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
810	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
811	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
812	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
813	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
814	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
815	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
816	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
817	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
818	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
819	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
820	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
821	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
822	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
823	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
824	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
825	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
826	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
827	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
828	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
829	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
830	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
831	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
832	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
833	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
834	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
835	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
836	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
837	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
838	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
839	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
840	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
841	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
842	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
843	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
844	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1

845	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
846	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
847	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
848	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
849	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
850	防災課	元本郷町 3 - 2 4 - 1
851	消防団長	
852	消防団副団長	
853	消防団副団長	
854	消防団副団長	
855	消防団副団長	
856	消防団副団長	
857	第 1 分団長（本庁地区：およそ国道 1 6 号以東）	
858	第 2 分団長（本庁地区：およそ国道 1 6 号以西）	
859	第 3 分団長（中野・大和田地区）	
860	第 4 分団長（石川地区）	
861	第 5 分団長（加住地区）	
862	第 6 分団長（川口地区）	
863	第 7 分団長（恩方地区）	
864	第 8 分団長（元八王子地区）	
865	第 9 分団長（横山地区）	
866	第 1 0 分団長（由井地区）	
867	第 1 1 分団長（浅川地区）	
868	第 1 2 分団長（由木地区）	
869	第 1 分団（第 1 部器具置場）	本町 2 8 - 4
870	第 2 分団（第 2 部器具置場）	上野町 1 2 0 - 1 0
871	第 3 分団（第 3 部器具置場）	中野山王 2 - 2 8
872	第 4 分団（第 3 部器具置場）	高倉町 2 0
873	第 5 分団（第 1 部器具置場）	滝山町 2 - 1 7 - 4
874	第 6 分団（第 2 部器具置場）	犬目町 1 0
875	第 7 分団（第 2 部器具置場）	下恩方町 1 6 9 4
876	第 8 分団（第 3 部器具置場）	泉町 1 2 8 8
877	第 9 分団（第 9 部器具置場）	館町 3 1 4 - 1 0
878	第 1 0 分団（第 2 部器具置場）	北野町 5 5 0 - 2
879	第 1 1 分団（第 1 3 部器具置場）	高尾町 1 6 2 3 - 2
880	第 1 2 分団（第 8 部器具置場）	下柚木 2 - 1 0 - 6

6.17 給水拠点及び応急給水用配備資器材一覧

			令和7年3月末現在	
	施 設 名	所 在 地	確保水量 (m ³)	市備蓄配水容器 (個)
1	鑓水給水所	鑓水401	1,660	1,000
2	西寺方給水所	西寺方町1006-167	1,660	1,000
3	狭間給水所	狭間町1994-478	5,000	1,000
4	犬目第二給水所	犬目町710	1,760	1,000
5	高月給水所	高月町2240	5,000	1,000
6	散田給水所	散田町2-6-1	6,660	1,000
7	東浅川給水所	東浅川町674	4,330	1,000
8	寺田配水所	寺田町1359-4	330	1,000
9	元八王子配水所	元八王子町3-2750-487	150	1,000
10	北野給水所	北野町595-3	5,280	1,000
11	南陽台配水所	南陽台3-5-1	330	1,000
12	檜原給水所	檜原町1294-3	13,330	1,000
13	暁町配水所	暁町3-3-1	830	1,000
14	久保山配水所	久保山町2-15-1	730	1,000
15	大船給水所	七国3-56-1	7,330	1,000
16	鑓水小山給水所	鑓水2-92	23,330	1,000
17	南大沢給水所	南大沢4-1942	4,950	1,000
18	都立陵南公園応急給水槽	長房町1572	1,500	1,000
19	櫛田ポンプ所	櫛田町545	440	1,000
計			84,600	19,000

6.18 応急給水用及び初期消火用スタンドパイプ配備一覧

避難所における応急給水用等資器材について

災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を補完するため、各避難所に応急給水用資器材を配備しました。

この応急給水用資器材を用いた応急給水所を災害時給水ステーション（避難所等）といい、避難所に設置された応急給水栓及び避難所付近のあらかじめ東京都が指定した消火栓等から給水を行えるようになっています。

※「応急給水用及び初期消火用スタンドパイプ配備一覧」は、現在、下表の「消火栓等」のような配備に変わっており、更に「応急給水栓」が追加されています。

種 類	応急給水栓	消火栓等
場 所	敷地内に設置されている応急給水栓	あらかじめ東京都が指定した消火栓等（敷地外）※1
配 備 先	館小学校、南大沢市民センターを除く全避難所	全避難所
給水用資器材の保管	黄袋に入っており、各防災倉庫に保管	青袋に入っており、各防災倉庫に保管 （青袋が段ボールに梱包されているものもある）

※1 東京都が指定した消火栓は全ての避難所付近にはありませんが、資機材は全避難所に配備してあります。

6.19 マンホールトイレ整備施設一覧

令和6年4月1日現在						
	施 設 名	所 在 地	種 類 (貯蓄型、流下型)	基 数(※ ¹) (仮設トイレ)	口 数 (マンホール)	所 管 部(※ ²)
1	大横保健福祉センター	大横町11-35	流下型	6	6	健康医療部
2	東浅川保健福祉センター	東浅川町551-1	流下型	6	6	健康医療部
3	由井第三小学校	小比企町1201	流下型	3	5	学校教育部
4	大和田小学校	大和田町4-19-1	流下型	5	5	学校教育部
5	横山第一小学校	館町74	流下型	3	5	学校教育部
6	長沼小学校	長沼町707-3	流下型	6	6	学校教育部
7	第二中学校	中野上町4-28-1	流下型	3	9	学校教育部
8	第五中学校	明神町4-19-1	流下型	3	11	学校教育部
9	第三小学校	寺町29-15	流下型	3	11	学校教育部
10	散田小学校	散田町5-23-1	流下型	6	6	学校教育部
11	加住小学校	加住町一丁目191番地	流下型	2	2	学校教育部
12	いずみの森義務教育学校	子安町二丁目18番1号	流下型	8	8	学校教育部
13	子安公園	子安町4-31	貯蓄型	-	2	まちなみ整備部
14	小田野中央公園	西寺方町400-1	流下型	-	11	まちなみ整備部
15	片倉つどいの森公園	片倉町3506	流下型	-	9	まちなみ整備部
16	すわなか公園	大楽寺町251-9	流下型	-	2	まちなみ整備部
17	中野さつき公園	中野上町三丁目29	流下型	2	5	まちなみ整備部
18	北楽公園	南陽台三丁目6	流下型	-	2	まちなみ整備部
19	北野多目的広場	北野町595-1	流下型	-	7	まちなみ整備部
20	泉町ふれあい公園	泉町1413-1	流下型	1	2	まちなみ整備部
21	明神町なかよし公園	明神町二丁目157-7	貯蓄型	-	5	まちなみ整備部
22	由井第一小学校	打越町348-1	一時貯留型	4	4	水循環部
23	第六中学校	上野町97	一時貯留型	5	5	水循環部
24	打越中学校	打越町349-1	一時貯留型	4	4	水循環部
25	横山第二小学校	並木町26-1	一時貯留型	4	4	水循環部
26	第七中学校	散田町2-2-1	一時貯留型	7	7	水循環部
27	みなみ野君田小学校	みなみ野4-3-1	一時貯留型	5	5	水循環部
28	七国小学校	七国5-27-1	一時貯留型	5	5	水循環部
29	七国中学校	七国6-41-1	一時貯留型	6	6	水循環部
30	由井中学校	片倉町553	一時貯留型	4	4	水循環部
31	由木中央小学校	下柚木25	一時貯留型	6	6	水循環部
32	由木東小学校	東中野1347	一時貯留型	3	3	水循環部
33	下柚木小学校	下柚木3-9	一時貯留型	4	4	水循環部
34	愛宕小学校	上柚木3-20	一時貯留型	4	4	水循環部
35	上柚木中学校	上柚木3-17	一時貯留型	5	5	水循環部
36	松木小学校	松木57-3	一時貯留型	4	4	水循環部
37	松木中学校	別所1-34-1	一時貯留型	7	7	水循環部
38	長池小学校	別所1-55	一時貯留型	4	4	水循環部
39	鑓水小学校	鑓水2-74	一時貯留型	4	4	水循環部
40	鑓水中学校	鑓水2-67	一時貯留型	6	6	水循環部
41	上柚木小学校	上柚木3-15	一時貯留型	4	4	水循環部
42	第十小学校	大和田町7-5-1	一時貯留型	4	4	水循環部
43	第一中学校	石川町2957-1	一時貯留型	4	4	水循環部
44	陶鎔小学校	犬目町56	一時貯留型	4	4	水循環部
45	みなみ野小学校	みなみ野6-14-1	一時貯留型	5	5	水循環部
46	みなみ野中学校	みなみ野6-14-2	一時貯留型	7	7	水循環部
47	浅川小学校	初沢町1335	一時貯留型	4	4	水循環部
48	第七小学校	台町4-2-1	一時貯留型	6	6	水循環部
49	長房中学校	長房中1041-1	一時貯留型	4	4	水循環部
50	元八王子中学校	大楽寺町415	一時貯留型	5	5	水循環部
51	元八王子東小学校	叶谷町1521	一時貯留型	4	4	水循環部
52	高尾599ミュージアム	高尾町2435-3	流下型	3	7	産業振興部
53	道の駅八王子滝山	滝山町1-592-2	流下型	9	10	産業振興部
54	由木東市民センター	鹿島111-1	流下型	5	5	市民活動推進部
55	由井市民センター	片倉町702-1	流下型	3	3	市民活動推進部
56	石川市民センター	石川町438	流下型	5	5	市民活動推進部
57	台町市民センター	台町3-20-1	流下型	2	2	市民活動推進部
58	恩方市民センター	西寺方町260-4	流下型	4	4	市民活動推進部
計				230 基	303 口	

※¹ 基数について

市で整備、管理しているもののみ掲載しています。

※² 所管部について

施設自体の所管部とマンホールトイレの所管部が異なる場合がありますが、その場合は、マンホールトイレを所管する部名を記載しています。

参考	都立陵南公園	長房町1572	貯蓄型		14	東京都
----	--------	---------	-----	--	----	-----

6.20 特設公衆電話設置場所一覧

(令和4年3月末現在)

	施設名	利用場所(回線設置場所)	設置台数	専用受話器	のぼり旗等
1	第一小学校	体育館入口	5台	防災倉庫	防災倉庫
2	第二小学校	2F内側体育館入口	5台	防災倉庫	防災倉庫
3	第三小学校	体育館入口	5台	防災倉庫	防災倉庫
4	第四小学校	体育館入口内側右	5台	用務員室	用務員室
5	第五小学校	体育館入口外側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
6	いずみの森義務教育学校	第一体育館入口前廊下の壁	10台	防災倉庫	防災倉庫
7	第七小学校	体育館入口外側左	5台	事務室	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
8	第八小学校	体育館入口左側壁	5台	防災倉庫	防災倉庫
9	第十小学校	体育館入口外側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
10	大和田小学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
11	小宮小学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
12	横山第二小学校	体育館入口外側左	5台	体育館舞台下	体育館舞台下
13	散田小学校	体育館入口内側右	5台	7ヶ所併設防災倉庫	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
14	山田小学校	体育館入口内側左	5台	用務員室	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
15	棚田小学校	体育館入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
16	由井第一小学校	体育館西側入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
17	由井第二小学校	体育館入口外側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
18	長沼小学校	体育館入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
19	片倉台小学校	体育館入口内側右	5台	—	—
20	みなみ野小学校(みなみ野小中学校)	体育館入口外	5台	事務室物品庫	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
21	みなみ野君田小学校	昇降口外側右奥の壁	5台	事務室	事務室
22	七国小学校	昇降口手前	5台	会議室	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
23	浅川小学校	体育館入口内側左	5台	体育館	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
24	東浅川小学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
25	柏木小学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
26	南大沢小学校	体育館入口内側正面	5台	体育館放送室	体育館放送室
27	宮上小学校	体育館入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
28	秋葉台小学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
29	松木小学校	体育館入口内側左	5台	体育館前倉庫	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
30	下柚木小学校	体育館入口内側左	5台	事務室	事務室
31	第一中学校	体育館入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
32	第五中学校	昇降口右奥	5台	防災倉庫	防災倉庫
33	第六中学校	体育館入口内側左	5台	応接室	応接室
34	横山中学校	体育館入口手前	5台	防災倉庫	防災倉庫
35	由井中学校	体育館入口外側左	5台	1F用務室	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
36	打越中学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
37	七国中学校	体育館入口外側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
38	浅川中学校	体育館入口内側左	5台	主事室	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
39	陵南中学校	体育館入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
40	南大沢中学校	体育館入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
41	宮上中学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
42	別所中学校	体育館入口内側左	5台	用務員室	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
43	子安市民センター	入口入って正面壁	5台	事務室奥休憩室	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
44	台町市民センター	入口	5台	1F更衣室	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
45	大和田市民センター	入口入って左側壁	5台	1F倉庫2	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
46	浅川市民センター	センター側入口	5台	防災倉庫	防災倉庫
47	由木中央市民センター	入口右側壁	5台	防災倉庫	防災倉庫
48	長房市民センター	入口	5台	事務室	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
49	由井市民センター	入口内側壁	5台	防災倉庫	防災倉庫
50	石川市民センター	玄関ホール入口左側	5台	事務室	旗:受話器ケース内、♫-ル・土台:防災倉庫
51	富士森体育館	正面入口左	5台	—	—

※専用受話器及びのぼり旗等の保管場所は防災課が把握している内容であります、その場所から移動されている場合もあります。

※専用受話器が未配備の施設については、その施設で使用している受話器を活用することになります。

6.21 緊急医療救護所一覧

市内の緊急医療救護所一覧

No.	名称	住所
1	東京医科大学八王子医療センター	館町 1163
2	東海大学医学部付属八王子病院	石川町 1838
3	仁和会総合病院	明神町 4-8-1
4	右田病院	暁町 1-48-18
5	八王子山王病院	中野山王 2-15-16
6	南多摩病院	散田町 3-10-1
7	清智会記念病院	子安町 3-24-15
8	高月整形外科病院	高月町 360
9	野猿峠脳神経外科病院	下柚木 1974-1
10	北原国際病院	大和田町 1-7-23
11	永生病院	櫛田町 583-15
12	みなみ野循環器病院	兵衛 1-25-1
13	東京天使病院	上壱分方町 50-1
14	陵北病院	西寺方町 315
15	一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所	南大沢 4-5

※施設敷地内の駐車場等を開設場所とし、医療資材（切傷、骨折、火傷対応用具等）、テント、折りたたみベット、毛布、投光器等を整備

6.22 避難所等開設時の感染症対策対応方針

令和5年9月8日策定
八王子市生活安全部防災課

大規模災害発生時においては、住家を失った市民等のために一定期間生活を行うための避難所を開設することが市長の責務として定められている。

世界的にまん延した新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日をもって感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類に引き下げられたが、高齢者等重症化リスクが高い方を含めた不特定多数の市民が避難することが想定される避難所を開設・運営する際には、引き続き密閉・密集・密接の回避や衛生対策などの基本的感染対策が必要となる。

そこで、令和2年5月22日付で策定した「避難所開設時の新型コロナウイルス感染症対策対応方針」を「避難所等開設時の感染症対策対応方針」に見直し、引き続き感染防止対策に万全を期することとする。

なお、風水害時に災害の危険から一時的に逃れるために開設する体育館等の避難場所においても、避難所と同様に多くの方が避難されてくるため可能な範囲で本方針を準用して対応する。

1 可能な限り多くの避難スペースの確保

- (1) 学校、市民センターを避難所として開設する際は、体育館以外の教室、会議室等も活用して十分な避難スペースを確保する。
- (2) 発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、八王子市地域防災計画で指定している避難所以外の公共施設を避難所として開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設する。また、公共施設以外にもホテルや旅館、町会・自治会の会館等の活用も検討する。
- (3) グラウンド等におけるテント泊や車中泊についても検討する。なお、車中泊等を行う際はエコノミークラス症候群対策にも配慮する。

2 在宅避難等の周知

避難所での過密状態を防止するため、次のことを周知する。

- (1) 避難所は住家を失った市民等が一定期間生活を行うための施設であり、自宅での生活に危険等がなければ在宅避難を行うこと。
- (2) 親戚や友人宅等への避難について検討すること。

3 避難者の健康状態の確認

- (1) 避難者の健康状態は、避難時に聞き取り調査等を行い、避難生活開始後も定期的に健康状態について確認を行う。
- (2) 発熱、息苦しさ、強いだるさなど、健康状態に異常がある場合は、速やかに申し出るように避難者へ徹底するとともに、救急診療に相談・受診するように周知する。

4 発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用スペースの確保

- (1) 発熱、咳等の症状が出た避難者がいた場合は、専用のスペースを確保し移動してもらう。その際は、一般避難者と動線を分け、専用のトイレを確保するように努める。
- (2) 専用スペースは可能な限り個室を用意できるように努め、難しい場合は、パーテーションで区切る等の対応を行う。

5 手洗い、咳エチケット等の徹底

避難者及び避難所運営にかかわる者は、断水等がない場合、頻繁に手洗いや手指消毒用アルコールを使用するとともに、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を行う。

6 避難所の衛生環境確保

ドアや手すり等といった多くの人が触る場所や物品等は、定期的（目に見える汚れがある場合は

その都度）に清掃や消毒をするなど、避難所内の衛生環境をできる限り整える。

7 十分な換気の実施、スペースの確保

- (1) 避難所内は十分な換気に努める。
- (2) 避難者家族ごとに2メートル以上の間隔が確保できるように、パーティション等を設置し、避難者同士が接近しないように配慮する。

8 避難者への避難用品持参の周知

避難所では通常の備蓄品に加えて、マスク、消毒液等の感染症対策用品を用意するが、数量に限りがあることから、避難者に対して可能な限り、マスク、消毒液、体温計、水、食料、常備薬等を持参するように周知する。

なお、避難所には高齢者等重症化リスクの高い方を含め多くの方が避難されてくるため、避難所内ではマスク着用の推奨を呼び掛ける。

6.23 動物の同行避難対応

避難所への動物の同行避難への対応について（避難所管理責任者の方へ）

1 避難所での動物の飼育場所の設定

避難住民への危害防止等の観点から、人と動物の生活空間を完全に分離することが望ましいです。避難所全体の配置を考慮して、設置してください。

（1）設営

ア 区画（エリア含む）を設置し、飼育場所を明示しましょう。

イ ケージの置き場所、大型犬の場合はけい留する支柱を指定しましょう。

ウ トイレの場所を決めましょう。排泄物については、飼い主に責任を持って始末するよう周知しましょう。

エ 屋外に設置した場合は、ブルーシート等により雨よけを作りましょう。

（2）飼育場所及び周囲の環境維持（保清、汚染等の処理）

犬の飼育ケージ等の管理は、原則として飼い主が責任を持って管理しますが、「避難所運営職員」も必要に応じて、飼育場所や施設等の清掃及び消毒等を行ってください。

2 資材及び人員の受入れ等

避難所における動物の飼育状況等を把握しペット飼育者名簿を作成し、支援要請を行うとともに、提供された資材、派遣された人員等の受入窓口としての調整をしてください。

ペット飼育者名簿送付及び支援要請先：健康医療部生活衛生課

TEL：645-5113 FAX：644-9100

3 避難住民への周知事項

（1）飼育動物の管理の実施及び危害発生予防（他の避難住民への配慮）

ア 他の避難住民に迷惑の掛からないよう、動物は指定場所等で飼育するよう呼び掛けてください。

イ 飼い主に責任を持って以下の事を行なうよう周知してください。

（ア）動物は決められた飼育場所で、ケージに入れるか、支柱につなぎとめるかして飼育しましょう。

（イ）動物を人の避難部屋に入れないでください。

（ウ）決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後片付けましょう。

（エ）動物の体やケージ内を清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

（オ）決められた場所で排泄させ、排泄物は必ず後始末をしましょう。

（カ）散歩等の運動は決められた場所でさせましょう。

（キ）動物の飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の餌は、飼い主が用意することが原則です。

もし、用意できなかった場合は、避難所管理責任者に相談してください。

（2）管理者指定事項の遵守

避難所の管理者、責任者からの張り紙、リーフレット等により指示事項を励行するよう周知徹底しましょう。

（3）飼育場所及び施設の自主管理

飼育者が相互に協力して飼育場所、施設等の適正な管理運営を行うよう呼び掛けましょう。また、飼い主不明の動物が避難所にいる場合は協力して管理しましょう。

～ペットも災害を生き延びた命です。避難所管理責任者は、避難者が互いに助け合いの気持ちを持って共同生活をするよう呼びかけましょう～

6.24 避難所飼育ルール

避難所における飼育のルール（飼い主のみなさんへ）

避難所で人と動物が気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。

飼育場所の管理は飼い主同士が協力し、責任をもって行いましょう。

- 1 動物は決められた場所で、ケージ（オリ）に入れるか、支柱につなぎとめるかして飼育しましょう。

ケージ（オリ）の置き場所・つなぎとめる場所は、避難所管理責任者の指示に従ってください。

- 2 動物を避難部屋に入れないでください。
- 3 動物の飼育に当たっては、定時の給餌・後片付けを徹底し、動物の体やケージ内を清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないようにしましょう。
- 4 排泄は、避難所管理責任者に指定された場所でさせ、後始末をしましょう。散歩等の運動も避難所管理責任者に指定された場所でさせましょう。
- 5 避難所では動物もストレスを感じますので、逃がさないように注意しましょう。
- 6 動物の飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の食糧は、飼い主が用意することが原則です。もし、用意できなかった場合は、避難所管理責任者に相談してください。
- 7 飼い主不明の動物が避難所にいる場合は協力して管理しましょう。

6.25 外国人対応マニュアル（避難所用）

外国人避難者にはやさしい日本語、コミュニケーション支援ボード（全避難所に配備済）、自動翻訳等を活用して対応する。

外国語対応が必要な場合

① 外国人の出身国、使用言語を確認する。

↓
コミュニケーション支援ボードを活用し、外国人の出身国、言語などを確認する。

② 避難所内で通訳ができる人を探す。

通訳できる人がいる場合は協力いただきながら対応する。

通訳できる人がいなかった場合

③ 外国人支援センターに外国語対応を要請する。

↓
外国人支援センター（学園都市文化課多文化共生担当）に連絡する。
通訳を必要とする避難者の情報（人数、言語、出身国など）を伝える。

④ 外国人支援センターによる対応

次の何れかの方法で支援する。

- ◆外国語ができる職員の派遣
 - ◆テレビ電話通訳タブレットの貸与
 - ◆八王子国際協会語学ボランティアの派遣（発災後72時間以降）
- ※状況によっては、すぐに対応できない場合もある。

【外国人支援センター】

（学園都市文化課多文化共生担当）

電 話：042-620-7437

F A X：042-626-0253

E-mail：b051400@city.hachioji.tokyo.jp

地域防災無線：603（協働推進課）

6.26 災害用伝言ダイヤル

利用にあたっての事前契約は一切不要である。

提供開始、録音件数、提供条件についてはN T Tで決定し、テレビ、ラジオ等で知らせる。

伝言の録音または再生する際の通話料は利用者負担となる。

伝言の録音方法

- ① 「1 7 1」にダイヤルする。
↓ ガイダンスが流れる
- ② 「1」をダイヤルする。（暗証番号を利用する場合は「3」をダイヤルする。）
↓ ガイダンスが流れる
- ③ 市外局番から、ダイヤルする。（×××）×××-××××
↓ 被災地内の方も、被災地以外の方も被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルする。
- ④ 録音（30秒以内）

※伝言は、被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができる。

※聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく必要がある。

伝言の再生方法

- ① 「1 7 1」にダイヤルする。
↓ ガイダンスが流れる
- ② 「2」をダイヤルする。（暗証番号を利用する場合は「4」をダイヤルする。）
↓ ガイダンスが流れる
- ③ 市外局番から、ダイヤルする。（×××）×××-××××
↓ 被災地内の方も、被災地以外の方も、被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルする。
- ④ 再生（30秒以内）

6.27 災害用伝言板（web171）

利用にあたっての事前契約は一切不要である。

提供開始、登録件数、提供条件についてはN T Tで決定し、テレビ、ラジオ等で知らせる。

インターネットへ接続できるパソコン又は携帯電話等でも利用できる。

安否情報の登録、確認等に伴うサービス利用料は無料であるが、インターネット接続費用やプロバイダ利用料及び通信料等は利用者負担となる。

伝言の登録方法

- ① <https://www.web171.jp> へアクセスする。
↓ TOP画面へ
- ② 伝言を登録したい※電話番号を入力して、「伝言を登録する」をクリックする。
↓ （※電話番号は数字のみ、「-」なしで入力）
↓ 伝言登録画面へ
- ③ ひらがな氏名、安否、伝言を入力して、「伝言を登録する」をクリックする。

伝言の確認方法

- ① <https://www.web171.jp> へアクセスする。
↓ TOP画面へ
- ② 伝言を確認したい電話番号を入力して、「伝言を確認する」をクリックする。
↓ 伝言確認画面へ
- ③ 伝言の内容を確認する。

